

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月26日

【事業年度】 第36期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

【会社名】 株式会社極楽湯

【英訳名】 GOKURAKUYU CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 新川 隆 丈

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麹町二丁目4番地

【電話番号】 03(5275)0580(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員 松本 俊 二

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麹町二丁目4番地

【電話番号】 03(5275)0580(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員 松本 俊 二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第32期	第33期	第34期	第35期	第36期
決算年月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月
売上高 (千円)	9,792,769	9,947,890	9,923,591	10,051,440	12,051,425
経常利益 (千円)	74,039	215,721	378,185	39,134	204,351
当期純利益 又は当期純損失 ( ) (千円)	432,416	102,254	114,620	398,993	111,184
包括利益 (千円)	436,528	103,815	207,163	169,334	288,368
純資産額 (千円)	4,217,969	4,279,494	4,097,403	4,213,201	6,020,496
総資産額 (千円)	12,437,248	11,263,967	10,769,443	13,908,808	16,385,627
1株当たり純資産額 (円)	380.37	384.17	409.38	380.89	370.36
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額 ( ) (円)	40.83	9.65	10.90	40.13	9.15
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)			10.82		8.07
自己資本比率 (%)	32.4	36.1	36.5	29.6	28.8
自己資本利益率 (%)		2.5	2.9		2.5
株価収益率 (倍)		22.4	25.8		60.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	985,762	1,270,049	827,011	616,592	1,213,823
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	173,472	194,476	1,246,365	1,380,989	2,488,876
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	277,385	100,507	758,644	2,389,414	1,184,787
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	1,659,075	3,224,583	2,087,834	3,815,094	3,824,900
従業員数 [ほか、平均臨時雇用者数] (名)	128 [649]	132 [663]	306 [663]	379 [645]	525 [762]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第32期及び第35期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しますが1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また、第33期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第32期	第33期	第34期	第35期	第36期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
売上高 (千円)	9,791,786	9,937,596	9,916,384	9,207,408	10,558,228
経常利益 (千円)	87,968	233,681	454,903	62,270	12,441
当期純利益 又は当期純損失 ( ) (千円)	417,237	120,618	191,252	393,863	13,543
資本金 (千円)	2,032,626	2,032,626	2,032,626	2,061,053	2,350,759
発行済株式総数 (株)	11,529,000	11,529,000	11,529,000	11,728,000	13,670,900
純資産額 (千円)	4,218,799	4,296,839	4,110,533	4,004,567	4,488,856
総資産額 (千円)	12,440,490	11,287,433	10,772,942	13,383,230	14,353,722
1株当たり純資産額 (円)	380.45	385.81	410.75	361.59	347.90
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	6.00 (0.00)	6.00 (0.00)	6.00 (0.00)	6.00 (0.00)	6.00 (0.00)
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額 ( ) (円)	39.39	11.39	18.19	39.61	1.11
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)			18.05		0.98
自己資本比率 (%)	32.4	36.2	36.6	29.2	30.9
自己資本利益率 (%)		3.0	4.8		0.3
株価収益率 (倍)		19.0	15.4		499.7
配当性向 (%)		52.7	33.0		538.3
従業員数 [ほか、平均臨時雇用者数] (名)	127 [649]	128 [663]	135 [663]	132 [645]	132 [762]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第32期及び第35期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しますが1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また、第33期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【沿革】

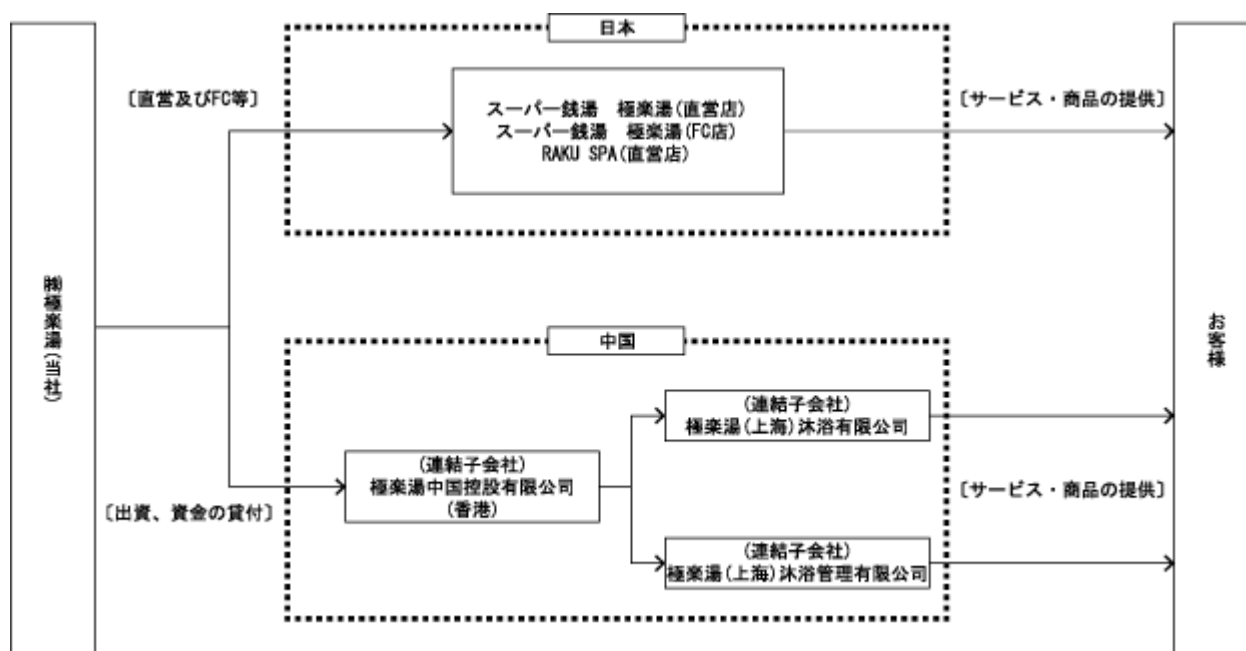
年月	摘要
昭和55年4月	三洋実業株式会社（現、極楽湯）を設立
昭和59年8月	株式会社フォーラムに商号を変更
平成5年4月	株式会社自然堂（東京自然堂 - 平成11年4月の合併で消滅）を設立
平成8年12月	FC1号店としてスーパー銭湯極楽湯古川店を開店
平成9年3月	株式会社フォーラムを株式会社自然堂に商号変更 （大阪自然堂 - 平成11年4月の合併により存続）
平成10年3月	直営1号店としてスーパー銭湯極楽湯奈良店を開店
平成11年3月	FC3店舗（大成店、麻生田店、多賀城店）を開店
平成11年4月	大阪自然堂が東京自然堂を吸収合併 存続会社名を株式会社自然堂とする
平成12年3月	直営2店舗（福島店、宇都宮店）、FC4店舗（佐賀店、入間店、取手店、香椎店）を開店
平成13年3月	FC4店舗（鎌ヶ谷店、南草津店、南福岡店、名取店）を開店
平成14年3月	直営2店舗（彦根店、幸手店）、FC4店舗（浜松幸店、東大阪店、小倉店、長崎店）を開店
平成14年11月	日本証券業協会に店頭売買有価証券として株式を登録
平成15年3月	直営1店舗（柏店）、FC3店舗（枚方店、八戸店、長岡店）を開店
平成16年3月	直営2店舗（茨木店、泉北豊田店）、 FC3店舗（浜松佐鳴台店、尼崎店、さっぽろ弥生店）を開店
平成16年6月	第三者割当増資を実施 資本金1,334,080千円
平成16年12月	ジャスダック証券取引所に株式を上場（現、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード））
平成17年3月	直営1店舗（和光店）、FC1店舗（仙台泉店）を開店
平成18年3月	直営4店舗（大和橿原店、金沢野々市店、横浜芹が谷店、豊橋店）、 FC3店舗（さっぽろ手稲店、仙台南店、吹田店）を開店
平成18年4月	第三者割当増資を実施 資本金2,030,281千円
平成18年7月	株式会社自然堂を株式会社極楽湯に商号変更
平成19年1月	株式分割（普通株式1株につき5株）を実施
平成19年3月	直営4店舗（青森店、多摩センター店、福井店、津店）を開店
平成20年3月	直営2店舗（宮崎店、三島店）、FC1店舗（福島いわき店）を開店
平成21年3月	FC2店舗（札幌美しが丘店、福島郡山店）を開店
平成21年11月	当社100%出資 大連極楽温泉開発技術諮詢有限公司（中国遼寧省大連市）を設立
平成22年3月	直営2店舗（千葉稲毛店、上尾店）を開店、FC1店舗（吹田店）を直営化
平成23年4月	当社100%出資 極楽湯（上海）沐浴有限公司を設立
平成25年2月	中国上海市に直営1店舗（極楽湯碧雲温泉館）を開店
平成25年4月	直営1店舗（福島店）をFC化
平成26年4月	直営1店舗（水戸店）を開店、当社100%出資極楽湯中国控股有限公司を設立
平成26年8月	直営1店舗（RAKU SPA鶴見）を開店
平成26年10月	FC1店舗（浜松佐鳴台店）を直営化
平成27年2月	中国上海市に直営1店舗（極楽湯金沙江温泉館）を開店 （平成27年3月31日現在の店舗数） 直営店 24店舗 F C 店 15店舗 海外 2店舗 合計41店舗

### 3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び当社の連結子会社3社より構成されており、温浴事業ならびにこれらの付帯事業を主な事業としております。

当社は、温浴市場において「極楽湯」「RAKU SPA」の名称による大規模温浴施設（スーパー銭湯）を全国展開しており、現在の店舗数は国内39店舗（直営店24店舗、フランチャイズ店15店舗）、海外2店舗（直営店）となっております。直営店では温浴施設での入館料及び入浴料収入や飲食収入に加え、整体や理髪等のテナントから収入を得ております。また、FC加盟店とはフランチャイズ契約を締結しスーパー銭湯経営に関する情報を提供することにより、ロイヤリティ収入及び商品販売収入を得ております。

当社グループについての事業系統図は次のとおりであります。



#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 極楽湯中国控 股有限公司(注)1	香港	2,031,364	温浴事業	51.0	役員の兼任 2名
極楽湯(上海)沐 浴有限公司(注)1	中国上海市	970,000	温浴事業	51.0 (51.0)	資金の貸付 役員の兼任 3名
極楽湯(上海)沐 浴管理有限公司(注)1	中国上海市	850,000	温浴事業	51.0 (51.0)	資金の貸付 役員の兼任 3名

(注)1 特定子会社であります。

なお、当社は平成27年3月に大連極楽温泉開発技術諮詢有限公司(当社100%子会社)を清算しております。

2 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している子会社はありません。

3 「議決権の所有割合」欄の( )内は、間接所有する議決権の比率を内数で記載しております。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

平成27年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
日本	132(762)
中国	393( )
合計	525(762)

(注)1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

##### (2) 提出会社の状況

平成27年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
132(762)	34.5	6.5	4,462

セグメントの名称	従業員数(名)
日本	132(762)
合計	132(762)

(注)1 従業員数は就業人員であります。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

##### (3) 労働組合の状況

労働組合はありませんが労使関係は安定しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日本銀行の金融緩和政策を背景に、全体としては緩やかな回復基調が見られました。一方、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動や実質所得の減少に加え、急激な円安による一般消費財やエネルギー等の価格上昇もあり、消費者マインドは停滞の域を抜け出せない先行き不透明な状況となりました。

国内の温浴業界におきましても、消費税率引上げによる消費マインドの低下、夏場の天候不順による客数減、エネルギーや原材料をはじめとする諸コストの増大等、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社は、お客様のニーズの変化をいち早く感じとり迅速に対応できる企業としての総合力をさらに高めるべく、より一層の安心・安全そして高品質なサービスを提供することに取り組んでまいりました。

国内では4月に「極楽湯 水戸店」、8月に新ブランド・新コンセプトとなる「RAKU SPA鶴見」を新たに开店し、10月に「極楽湯 浜松佐鳴台店」を直営化いたしました。

海外（中国）におきましては、平成25年2月にオープンした上海1号店において日本国内と同等の水準の接客レベルや衛生管理をはじめとする店舗運営力が高く評価されたことで、極楽湯ブランドの認知度はより一層向上いたしました。また、平成27年2月には上海2号店をオープンいたしました。

以上の結果、連結売上高は12,051百万円（前期比19.9%増）、営業利益は186百万円（前期営業損失51百万円）、経常利益は204百万円（前期比422.2%増）、当期純利益は111百万円（前期当期純損失398百万円）となりました。

セグメントの業績を示すと次のとおりです。

#### 日本

当セグメントにおきましては、売上高10,558百万円（前期比14.7%増）、セグメント利益（営業利益）は250百万円（前期比19.0%減）となりました。

第4四半期以降は、天候にも恵まれ、来店客数に回復の兆しが見られ、「極楽湯 水戸店」「RAKU SPA鶴見」の新規オープン、「極楽湯 浜松佐鳴台店」の直営化により売上高は増加しました。また、セグメント利益は、上期の来店客数の減少、エネルギーや原材料などの諸コストの増大をお客様単価の上昇等でカバーするまでに至らなかったことに加え、新店の开店費用を計上したことにより250百万円となりました。

#### 中国

当セグメントにおきましては、売上高1,557百万円（前期比75.3%増）、セグメント利益（営業利益）は135百万円（前期セグメント損失163百万円）となりました。

中国における業績も国内と同様に季節的変動があり、10月～12月（日本の第4四半期に当たる）は業績が好調な時期であります。また、上海（中国）において極楽湯ブランドが浸透する中、積極的な営業活動や施策を行った結果、前期を上回る来店客数につなげることができました。その結果、累計期間（1月～12月）では、特に春節（旧正月である2月上旬）期間の業績が好調であったことに加え、当事業年度を通して収益計上に寄与したため、売上、利益ともに大幅に改善いたしました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は3,824百万円（前期は3,815百万円）となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

#### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は1,213百万円（前期は616百万円の獲得）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益355百万円から、減価償却費817百万円など非資金取引等による調整、未払消費税等の増加額181百万円による資金の増加と、利息の支払額101百万円及び法人税等の支払額62百万円等による資金の減少によるものであります。

#### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は2,488百万円（前期は1,380百万円の使用）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出3,218百万円、子会社株式の売却による収入933百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は1,184百万円(前期は2,389百万円の獲得)となりました。これは主に、長期借入れによる収入2,800百万円、長期借入金の返済による支出2,187百万円、新株予約権の行使に伴う株式発行収入520百万円によるものであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

該当事項はありません。

### (2) 受注実績

該当事項はありません。

### (3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
日本	10,493,944	14.5
中国	1,557,480	75.3
合計	12,051,425	19.9

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 3 【対処すべき課題】

### (1) 出店戦略の再構築

国内においては、60店舗体制の確立に向けて今後も直営店出店に重点をおいた店舗開発に取り組んでまいります。併せて、出店場所の確保のための出店候補地に関する情報収集強化や、投資効率の更なる向上を図るための出店条件精査にも一層注力してまいります。

海外においては、海外1号店「極楽湯 碧雲温泉館」(中国上海市)及び海外2号店「極楽湯 金沙江温泉館」(中国上海市)に続く直営店の出店に向けて準備を進めて行くと共に、「極楽湯ブランド」の確立とスピーディーな浸透を図るべく海外企業との連携の強化やフランチャイズ事業を含めた様々な事業展開に取り組んでまいります。

### (2) 人材の確保・育成

国内においては、60店舗体制の確立及び直営店に重点を置いた出店戦略を推進していくに当たり、店舗数及び業容の拡大に対応できうる人材の確保及び育成が重要であると考えております。また、海外においては、“安心・安全”や“心からのおもてなし”など当社の根幹となる考え方やサービスへの理解をより一層深め、適正な店舗運営を行っていくためにも、日中相互の人材交流に加え、採用強化による適切な人材の確保及び徹底した指導・育成に取り組んでまいります。

### (3) 衛生管理及び設備の維持管理

当業界におきましては、衛生管理の徹底を最重要事項として取り組んでおります。当社では、お客様に快適かつ安心してご利用いただけるよう、営業中の定期的な水質検査や浴場配管設備の清掃を徹底いたします。また、施設の経年劣化に伴い設備の維持管理が重要となりますので、今まで以上に店舗設備のメンテナンスにも注力し、安心かつ安全で清潔な施設運営に努めてまいります。

### (4) 新形態の温浴施設の開発

当社がこれまでに蓄積してまいりました温浴施設を核とした店舗開発・運営に関するノウハウを活かすことに加え、様々な業態とのコラボレーションや従来の郊外型施設とは異なる“都市型温浴施設”など、これまでの形態や立地にとらわれ過ぎることなく、より魅力的な付加価値の高い施設開発を国内外で展開することに積極的に取り組んでまいります。



(5) 子会社等の経営

中国での事業展開を統括する会社「Gokurakuyu China Holdings Limited（中国語名：極楽湯中国控股有限公司）」を香港に設立し、その株式の過半数を当社が保有しています。今後は、事業パートナーと中国でスピード感をもって新規出店をできるよう努めてまいります。

今後も当社ブランド力の向上及び当社グループ業績への貢献を図るために、中国における事業展開を円滑に推進し、適正かつ安定的な経営を行ってまいります。

その他、「大連極楽温泉開発技術諮詢有限公司（当社100%子会社）」（中国大連市）は、中国での温浴事業にかかる情報収集の役目を終えたので解散いたしました。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針について

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的とし、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる当社株式等の大規模な買付行為に対する対応策（以下、「旧プラン」という。）を平成18年5月26日の取締役会において導入しておりますが、平成25年12月20日の取締役会において、更新（以下、「本プラン」という。）しております。

[ 当社の株主共同の利益の確保及び向上に関する取組み ]

当社は、「人と自然を大切に思い、人の心と体を『癒』すことにより、地域社会に貢献することで、自己の確立と喜びを感じる企業でありたい」という経営理念のもと、「極楽湯」という大規模温浴施設を全国的に展開し、「極楽湯」が地域社会における新しいコミュニティーシンボルとして、多くのお客様に高水準の「健康」と「癒し」を提供し続けることを目指し、事業展開を行なってまいります。

具体的には、以下の5項目を基本方針として策定しております。

1. 温浴施設「極楽湯」において、時代の変化や顧客ニーズを的確に捉えた、質の高いサービスを提供することで、顧客満足を高め、企業としての適切な利益を安定的に獲得する
2. あらゆるステークホルダーを重視した経営を行い、その健全な関係の維持・発展に努める
3. 各地域の文化や慣習を尊重し、地域に根ざした企業活動を通じて、経済・社会の発展に貢献する
4. 「開かれた企業経営体質」を基本に、危機管理体制の構築と法令遵守を徹底する
5. ホスピタリティ、チャレンジ精神、経営マインドを持った人材を育成する

上記の経営理念のもと、スーパー銭湯のパイオニアとして確立してきたビジネスモデルを持つ当社を運営するにあたっては、“お風呂”を日本の文化と捉え、その文化を継承・発展させていくことに対する真摯な気持ち、温浴事業に対する高度な専門知識や豊富な経験、並びに当社をとりまくあらゆるステークホルダーとの間に築かれた信頼関係が不可欠であり、このような様々な要素が、当社の企業価値の源泉となるとともに、株主の皆様のご共同利益を図っているものと考えております。

当社取締役会は、当社における上記のような事情を踏まえ、当社株式等の大規模な買付行為が行われた場合に、株主の皆様が対応方法を検討するために十分な時間と情報を確保することができるよう、合理的なルールを設定させていただくことが、株主共同の利益に資すると考え、本プランを導入いたしました。

[ 本プラン継続目的 ]

当社は、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主及び投資家の皆様の判断に委ねるべきものであると考えており、当社株式を取得することにより当社の経営支配権を獲得しようとする者に対して当社株式の売却を行うか否かについても、最終的には当社株式を保有する株主の皆様のご判断によるものと考えております。また、当社は、特定の株主のグループが当社の経営支配権を取得することになったとしても、そのこと自体により直ちに株主共同の利益が害されるということはなく、反対に、それが結果的に当社の株主共同の利益の最大化に資することもあり得るため、そのような場合であれば、特定の株主のグループが当社の経営支配権を取得することを拒むものではありません。

しかしながら、当社株式を大規模に買付け、当社の経営支配権を獲得しようとする者の中には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、高値で株式等を会社関係者に引き取らせる目的で買付けを行う者（いわゆるグリーンメイラー）等典型的に濫用目的を持って当社株式を取得しようとしていると考えられる者や、最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、当社株主の皆様にご事実上売却を強要しようとする者（いわゆる二段階強圧的買収）等が含まれていることも考えられます。また、前記のような、株主共同の利益を害する態様による買付行為に当たらない場合であっても、ある程度の経営支配権の移動が生じ得る場面において、ある買付行為に

応じて当社株式を売却するか否かの決断を株主の皆様がするにあたっては、必要十分な情報の提供と一定の検討期間が与えられた上で熟慮に基づいた判断（インフォームド・ジャッジメント）を行うことができるような態勢を確保することが、株主共同の利益に資するものと考えます。

当社は、当社が把握している直近の当社株主名簿及び当社が現時点において受け取っている大量保有報告書及び変更報告書において、当社の経営支配権を獲得しようとしているか否かに関わらず、本プランの適用の可能性があるような当社株式を大規模に買付け、又は買付けようとする者の存在を特に認識しておりませんが、将来において、そのような者が登場することはあり得るところであると考えます。そこで、前記のような観点から、株主共同の利益を害することが明白な買付行為から当社の株主共同の利益を保護し、かつ、当社の株主の皆様が、経営支配権の移動が生じ得る場面において、ある買付行為に応じて当社株式を売却するか否かを判断するにあたってインフォームド・ジャッジメントを行うことができるよう、旧プランの内容を一部変更し、本プランとして継続するものであります。

#### [ 本プランの内容 ]

##### < 本プラン適用の要件 >

本プランは、特定株主グループ(注)1の議決権割合(注)2を20パーセント以上とすることを目的とする当社株券等(注)3の買付行為又は結果として特定株主グループの議決権割合が20パーセント以上となるような買付行為（以下、総称して「大規模買付行為」といいます。なお、当社取締役会が事前に賛同の意思を表明した買付行為については、これには当たらないこととします。）に対して、適用されるものとします。

本プランが適用される場合、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）は、本プランに定められた大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守しなければならないものとします。

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。

(注)1「特定株主グループ」とは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、又は当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味し、以下同じとします。

(注)2「議決権割合」とは、特定株主グループが、前記(注)1の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）をいい、特定株主グループが、前記(注)1の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいい、以下同じとします。

(注)3「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味し、以下同じとします。

##### < 大規模買付ルールの内容 >

##### ( a . 必要十分な情報の提供 )

大規模買付ルールが適用される場合、大規模買付者は、まず、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付者の行う大規模買付行為（以下「買付提案」といいます。）の概要並びに大規模買付ルールを遵守する旨を記載した意向表明書を当社取締役会に提出しなければならないものとします。

当社取締役会がかかる意向表明書を受領した後5営業日以内に、大規模買付者に対し当社取締役会が大規模買付者に提出を求める、大規模買付者自身及び買付提案に係る情報（以下「必要情報」といいます。）を以下の1乃至6に規定する大項目からなるリスト（以下「必要情報リスト」といいます。）として交付します。大規模買付者は、必要情報リストに記載された必要情報を書面にて当社取締役会に提出しなければならないものとします。

当社取締役会は、提出を受けた必要情報のうち、株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントに資するものと判断した情報については、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により、これを株主の皆様が開示するものとします。

- 1．大規模買付者及びそのグループに関する事項
- 2．当社株券等の取引状況
- 3．買付提案の買付条件
- 4．当社株券等の取得対価の算定根拠
- 5．資金の裏付け
- 6．当社株券等を取得した後の経営方針及び事業計画等

当社取締役会は、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家の意見も参考にして必要情報を精査し、大規模買付者から提出された必要情報が必要情報リストの要件を満たすものであり、かつ、株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントのために必要十分なものとなっているか否かについて判断するものとします。

当社取締役会は、大規模買付者から提出された必要情報が必要情報リストの要件を満たすものであり、かつ、株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントのために必要十分なものとなっていると判断した場合、速やかに、必要情報の提供があった旨を取締役会が適当であると判断する方法により公表するとともに大規模買付者に対し通知し、かかる公表を行った日をもって、検討期間の開始日（以下「検討期間開始日」という。）とします。

これに対し、当社取締役会は、大規模買付者から提出された必要情報が、必要情報リストの要件を満たしていないと判断した場合、又は、株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントのために必要十分なものとなっていないと判断した場合、大規模買付者に対して、必要情報リストの要件を満たすために改めて提出することが必要な情報及び株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントのために必要な情報（以下、総称して「必要的追加情報」といいます。）を提出するよう大規模買付者に求めることができます。この場合、当社取締役会が、大規模買付者により、かかる必要的追加情報の提出がなされたと判断した場合、当社取締役会が適当であると判断する方法により公表することとし、かかる公表を行った日をもって検討期間開始日とするものとします。

なお、大規模買付者から提出された必要情報又は必要的追加情報に、重大な虚偽の記載が含まれていた場合には、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合と同様の措置をとることができるものとします。

#### （b．検討期間）

大規模買付者は、前記の検討期間開始日を起算日として、当社取締役会が、買付者からの情報を検討した上、場合によっては買付提案に対する代替案を提示し、又は、株主の皆様が買付提案に応じて当社株券等を売却するか否かのインフォームド・ジャッジメントを行うための期間として、一定の検討期間を設けなければならないものとします。

大規模買付者は、かかる検討期間の末日の翌日から、大規模買付行為を開始することができるものとします。

具体的な検討期間については、買付提案の評価等の難易に応じ、以下のとおりとします。但し、当社取締役会は、大規模買付者及び買付提案の内容に照らし、検討期間を以下の(イ)又は(ロ)の期間よりも短縮することが妥当であると判断した場合、当社取締役会の裁量により、検討期間を短縮することができるものとします。

(イ) 現金（円貨）のみを対価とする、当社の発行済全株式を対象とする公開買付け：60日間

(ロ) 前記(イ)以外の全ての大規模買付行為：90日間

#### （c．買付提案が変更された場合）

検討期間開始日以降に、買付提案に重要な変更があった場合（かかる変更後の買付提案を、以下「変更買付提案」といいます。）、当社取締役会は、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家の意見も参考にして、変更買付提案が変更前の買付提案と比較して当社又は株主の皆様にとって実質的に不利益なものでないか否かを判断するものとします。

当社取締役会が、変更買付提案が変更前の買付提案と比較して当社又は株主の皆様にとって実質的に不利益なものであると判断した場合、大規模買付者は、変更買付提案に係る必要情報（変更前の買付提案と比較して実質的に不利益となった部分に係る必要情報に限るものとします。）を当社に対して提出しなければならず、当社取締役会が変更買付提案の提出があった旨を公表した日を新たな検討期間開始日として、前記b．に従った検討期間を設けなければならないものとします。

これに対し、当社取締役会が、変更買付提案が変更前の買付提案よりも当社又は株主の皆様にとって実質的に不利益なものではないと判断した場合、従前の検討期間開始日を起算点とした検討期間が引き続き存続するものとします。

( d . 大規模買付ルールが遵守された場合 )

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守して、必要情報（及び必要的追加情報）を提出し、かつ、検討期間の猶予を設けた場合には、当社取締役会は、大規模買付者又は買付提案が以下の各号に定めるいずれかに該当する場合でない限りは、仮に、当社取締役会が、買付提案に反対であったとしても、反対意思の表明、代替案の提示、株主の皆様に対する説得行為等を行うにとどめ、本プランに定める対抗措置の発動は行わないものとします。

真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、当社株式の株価をつり上げて高値で当社株券等を当社の関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）

当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者又は特定株主グループに移譲させる目的で大規模買付行為を行っている場合

当社の経営を支配した後に当社の資産を大規模買付者や特定株主グループの債務の担保や弁済原資として流用する予定で大規模買付行為を行っている場合

当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で大規模買付行為を行っている場合

最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、株主の皆様が事実上 売却を強要する結果となっている場合（いわゆる二段階強圧的買収）

( e . 対抗措置の発動 )

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、又は、ルールを遵守した場合でも、当社取締役会が、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家の意見も参考にして、大規模買付者若しくは買付提案が、前項 d . の 乃至 のいずれかに該当する場合、当社取締役会の決議により、直ちに対抗措置を発動することができるものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要、前項 d . の 乃至 のいずれかに該当すると判断した事由及びその他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

( f . 対抗措置の内容 )

当社取締役会は、対抗措置として、新株予約権の無償割当てをはじめとし、その時点の法令及び当社定款が当社取締役会の権限として認める行為を行います。具体的な対抗措置の種類及びその条件については、その時点で相当と認められるものを選択します。

但し、当社取締役会は、対抗措置の発動後であっても、大規模買付者が必要十分な必要情報の提供を行ったこと又は買付提案を変更したこと等により、大規模買付行為が、当社の株主共同の利益の向上に資するものとなったと判断した場合、並びに、大規模買付者が大規模買付行為を撤回したことにより、対抗措置の発動の必要がなくなった場合等には、法令により許容される方法により、対抗措置をとり止めることができるものとします。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われる場合に株主の皆様が割当てられる新株予約権の概要は、以下のとおりとします。

[ 新株予約権の概要 ]

対抗措置として、新株予約権の無償割当てが行われる場合に株主の皆様が割当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の概要は以下の各号に規定するとおりです。なお、以下の各号に規定する概要は、本新株予約権の割当てが行われる際の状況により、変更されることがあるものとします。

本新株予約権の割当ての対象となる株主等

当社取締役会は、本新株予約権の割当てを決定した場合、直ちに、会社法第124条に基づく基準日（以下「割当基準日」といいます。）の設定を行います。かかる基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式1株につき1個の割合で本新株予約権を割当てます。

本新株予約権の総数

割当基準日における最終の発行済株式総数から、同日において、当社の保有する自己株式を除いた数を上限とします。

本新株予約権の割当てが効力を生じる日

本新株予約権の割当てが効力を生じる日については、当社取締役会にて別途定めるものとします。

本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個当たりの目的となる当社普通株式の数は 1 株とします。但し、当社が株式の分割又は併合等を行う場合には、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議によって定める調整式による調整を行うものとします。

本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

本新株予約権の行使により交付される当社普通株式 1 株あたりの払込金額は 1 円以上で当社取締役会が定める額とします。

本新株予約権の行使条件

大規模買付者及びその特定株主グループ並びに大規模買付者及びその特定株主グループから当社取締役会の承認を得ずに本新株予約権を取得又は承継した者は、本新株予約権を行使できないものとします。

本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要するものとします。

本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める日を初日とし、2 か月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める期間とします（以下「行使期間」といいます。）。但し、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とします。

本新株予約権の取得条項

本新株予約権には、行使期間開始日前日までの当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当社が、全ての本新株予約権を無償で取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合があるものとします。

また、本新株予約権には、一定の事由が生じたことを条件として、当社が、当社普通株式を取得対価として本新株予約権を取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合があるものとします。

本新株予約権に係る新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者の請求がある場合に限り発行するものとします。

その他

その他必要な事項については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定めるものとします。

[ 株主及び投資家の皆様に与える影響等 ]

< 本プランの導入時において株主及び投資家の皆様に与える影響 >

本プランは、導入時点において新株予約権の無償割当て等を行うものではありませんので、導入時点において株主及び投資家の皆様の権利関係に影響はございません。

< 対抗措置の発動時において株主及び投資家の皆様に与える影響 >

対抗措置の発動として、本新株予約権の割当てがなされた場合には、割当基準日の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対して、その保有株式数に応じて本新株予約権が割当てられることとなります。

割当てを受けた株主様が、所定の権利行使期間内に、権利行使のために必要な行為を取らなかった場合、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により議決権比率が低下することとなります（但し、当社普通株式を取得対価とした取得条項に基づく取得の結果として当社普通株式が交付される場合には、こうした議決権比率の低下は生じないこととなります。）。

なお、当社は、本プランにおける対抗措置の発動に係る手続きの過程において、株主の皆様に必要な情報を開示しますが、本新株予約権無償割当て決議がなされた場合、及び本新株予約権無償割当てを実施したにもかかわらず、例えば、大規模買付者が買付を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日前日までに、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償で本新株予約権を取得する場合には、1 株当たりの株式の価値の希薄化が生じることを前提にして売却等を行った株主の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

< 対抗措置の発動時において株主の皆様に必要なとなる手続 >

対抗措置の発動として、無償割当てによる本新株予約権の割当てがなされる場合、前記のとおり、割当基準日を公告し、割当基準日における株主の皆様の本新株予約権が無償にて割当てられますので、株主の皆様におかれましては、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります（証券保管振替機構をご利用の株主様については、名義書換手続は不要です。）。新株予約権の無償割当てにおいては、株主の皆様の申込みの手続は不要であ

り、割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者になられます。

なお、対抗措置として、株主割当てによる新株予約権の発行がなされる場合は、当社又は当社の証券代行事務会社より、割当基準日現在の株主の皆様に対して、新株予約権申込書が送付されます。新株予約権の割当てを希望される株主の皆様は、新株予約権申込書に必要事項を記入の上で申し込み、新株予約権証券を受け取り、新株予約権を行使していただくこととなります。

[その他]

・本プランは、買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足しております。

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。また、平成20年6月30日付の経済産業省企業価値研究会「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」も踏まえた内容になっています。

・本プランは、デッドハンド型及びスローハンド型買収防衛策ではありません。

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期を2年としておりますが、当該任期につきましては期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

・本プランの有効期限、継続及び改廃

本プランは、当社取締役会において、本プランを継続するか否か及び継続するとした場合その内容について検討し、決定することといたします。有効期限は、発効から最長3年とし平成28年12月20日までに開催予定の当社取締役会終結の時までとします。

また、本プランは、当社取締役会において継続が決議された後であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、本プランの変更を行うことがあります。このように、本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合、当社取締役会は、その内容につきまして速やかに開示いたします。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、当社が上場する金融商品取引所の規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様の不利益を与えない場合には、本プランを修正または変更する場合があります。

#### 4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

##### (1) 出店計画について

当社の直営店は基本的に土地を購入せず、土地の有効活用を考える地主等から、定期借地権を設定して賃借する型を取っております。その賃貸借期限が切れた場合もしくは中途解約する場合は原則として、建物を撤去し、現状復帰して返却する必要があり、その現状復帰費用は当社負担となりますので、資産除去債務を計上しているものの、中途解約等により予期せぬ費用が発生した場合には業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (2) 法的規制等について

当社はスーパー銭湯を開業するに際して、公衆浴場法のほか、食品衛生管理法、建築基準法等の法令並びに地方自治体の条例、各種行政指導による規制を受けます。当社はこれらの法令等の遵守を徹底しており、当局に対して十分に事前打合せや問合せを行っておりますが、万が一、営業許可が下りなかった場合、もしくは承認が長引いた場合は出店計画の修正を余儀なくされ、また既存店舗で法令違反が起きた場合は営業停止等の行政処分によって業績に大きな影響があると予想されます。また、これら規制が強化された場合、当社が負担するコストが上昇し業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

##### (3) 水質管理について

公衆浴場において最も大切なものとして浴槽内の水質管理が挙げられます。昨今は、温浴施設でのレジオネラ属菌による事故も発生していることもあり、当社では誰もが安全に入浴できるよう徹底した水質検査に努めております。具体的には従業員が各浴槽を一時間毎に巡回し目視及び検査試薬による水質検査を実施し絶えず安全を確認しておりますが、万が一、レジオネラ属菌による事故等が起こった場合、「極楽湯」としてのブランドが低下し、来店客数が減少する恐れがあります。また、営業停止処分が解除された後も評判が回復するまで時間を要したり、十分に回復しない恐れがあります。

##### (4) 店内で提供する飲食について

当社は、店内に飲食スペースを設けており、食品衛生管理法の規制対象として管轄保健所から営業許可を取得しております。定期的な衛生検査等食品衛生管理の遵守を心掛けており、安心安全な食材を提供することを徹底しておりますが、万が一、食中毒が発生した場合は営業停止等の行政処分によって業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

##### (5) 管理体制について

小規模組織にて運営しておりますが、内部管理体制もこのような規模に応じたものとなっております。今後は事業の拡大に備えて人材の確保・育成に一層の充実を目指しておりますが、人材等の充実が適切かつ十分に進まなかった場合、或いは既存の人材が流出した場合は当社の業務執行に支障が生じる可能性があります。

##### (6) その他店舗運営について

当社の店舗運営は関係法令に則り、また従業員全員への店舗運営マニュアルによる指導・教育を徹底し、厳格に管理体制を強化しておりますが、厨房機器取扱い及び車両運転等での事故のリスクが存在します。これらのリスクに対しては、従業員の指導・教育により発生を予防するとともに必要な保険措置を行うことで、業績への影響を軽減しております。また、大規模な自然災害が発生した場合は、人材、商品、電力の確保に影響が生じ、店舗運営に支障をきたすリスクが依然として存在します。また、電気、ガス、水道、電話などのライフラインが広範囲にわたって長期的に機能停止になった場合は、営業時間の短縮や休業などにより、当社の業績に影響を与える可能性があります。

##### (7) 顧客情報管理について

当社グループは会員に対して各種サービスを提供していることから、恒常的に顧客の機密情報管理には徹底した社員教育と守秘義務の認識を醸成し、顧客情報の漏洩防止に努めております。また、外注先企業の社員に対しても当社社員同様厳しく指導しておりますが、万が一、顧客情報が外部に漏れた場合には顧客からのクレームを受け、或いは損害賠償請求を受ける可能性があります。かかる場合には、信用失墜による来店客数の減少等により業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

(8) F C加盟店における不祥事及び経営状態について

当社グループは、F C加盟店とフランチャイズ契約を締結することにより「極楽湯」ブランドでの店舗運営を認めておりますが、F C加盟店の不祥事等によって、直営店及び他のF C加盟店に対するお客様の信頼が失墜し、当社店舗全体の来店客数が減少する恐れがあります。加えて、フランチャイズ契約先の経営状態により、さまざまな取引における債権の回収ができない可能性があります。

(9) 海外への事業展開に係わるリスク

当社グループが海外に事業を展開する場合、店舗の建築費等多額の初期投資が必要となるとともに稼働開始まで時間を要する場合があります。また、海外への事業展開では、法律や税制上の諸規制の変更、未整備な社会制度・社会基盤、その他の経済的、社会的、政治的な事情等に起因する事業活動に対する障害が顕在化するリスクが内在し、これらの問題が発生した場合、海外における事業活動に支障をきたし、当社グループの業績又は財務状況に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの連結財務諸表作成にあたっては、海外連結子会社の財務諸表を円換算しており、為替レートが変動した場合、当社グループの業績又は財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 電気料金等の上昇について

電気料金等、エネルギーに係る費用は著しく変動する可能性があります。これらのエネルギーコストの増大により、当社グループがサービス提供に必要な設備等の維持運用に係る費用が増加することで、当社グループの財政状態や経営成績に悪影響を与える可能性があります。

(11) シンジケートローンによる資金調達に伴う財務制限条項への抵触に伴うリスク

当社が締結しておりますシンジケートローン契約には財務制限条項が定められております。

シンジケートローンによる資金調達においては、純資産の維持及び利益の維持に関する財務制限条項が付されており、これに抵触した場合には、利率の上昇や期限の利益の喪失等、当社の業績及び資金繰りに影響を及ぼす可能性があります。

財務制限条項の内容については、「第5 経理の状況 1.連結財務諸表等〔注記事項〕（連結貸借対照表関係）」及び「第5 経理の状況 2.財務諸表等〔注記事項〕（貸借対照表関係）」に記載のとおりですが、当連結会計年度末日において、当社は当該財務制限条項に抵触しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

特記すべき事項はありません。

6 【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

当社グループは、この連結財務諸表の作成にあたって、有価証券の減損、減価償却資産の耐用年数の設定、税効果会計等に関して、過去の実績や当該取引の状況に応じて、合理的と考えられる見積り及び判断を行い、その結果を資産・負債や収益・費用の金額に反映して連結財務諸表を作成しておりますが、実際の結果は見積りによる不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

資産

当連結会計年度末における総資産は16,385百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,476百万円増加しました。これは主に、新店の開業によるものであります。具体的には、新規出店に伴い建物及び構築物（純額）が2,408百万円増加し、工具、器具及び備品（純額）が148百万円増加したことによるものであります。



## 負債

負債合計は10,365百万円となり、前連結会計年度末に比べ669百万円の増加となりました。これは主に、新規出店に関する建築代金を金融機関から借入したこと並びに利益が増加したことによる税金負担が増加したことによるものであります。具体的には、短期借入金の増加200百万円、長期借入金の増加612百万円、未払法人税等の増加88百万円、によるものであります。

## 純資産

純資産合計は6,020百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,807百万円の増加となりました。これは主に、少数株主持分の増加1,245百万円、資本金の増加289百万円、資本剰余金の増加224百万円、によるものであります。また、自己資本比率につきましては、28.8%となりました。

## (3) 経営成績の分析

### 売上高

当連結会計年度における売上高の概況は「1 業績等の概要(1)業績」をご参照ください。

### 売上原価、販売費及び一般管理費

当連結会計年度の売上原価は10,880百万円で前連結会計年度に比べ1,610百万円の増加となり、販売費及び一般管理費は983百万円で前連結会計年度末に比べ151百万円の増加となりました。

### 営業利益

上記の結果、当連結会計年度の営業利益が186百万円となりました。

### 営業外損益

当連結会計年度の営業外収益は132百万円で前連結会計年度に比べ70百万円の減少となり、営業外費用は115百万円で前連結会計年度に比べ2百万円の増加となりました。

営業外収益は主に協賛金収入49百万円及び受取家賃18百万円によるものであります。営業外費用は主に支払利息100百万円によるものであります。

### 特別損益

当連結会計年度の特別利益は152百万円で前連結会計年度に比べ70百万円の増加となり、特別損失は1百万円で前連結会計年度に比べ593百万円の減少となりました。

特別利益は主に子会社株式売却益147百万円によるものであります。特別損失は主に固定資産除却損1百万円によるものであります。

### 法人税等

当連結会計年度の法人税等は、207百万円となりました。

## (4) 資金の源泉及び流動性

### キャッシュ・フロー分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「1 業績等の概要(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

### 資金需要

当社グループの資金需要は、主に日本における新規出店の設備資金であります。

### 財務政策

当社グループの出店資金につきまして、自己資金または金融機関からの借入にて資金調達をしております。金融機関からの資金調達につきましては、安定的かつ低利を前提としながら、将来の金融情勢の変化等も勘案してバランスのとれた調達を実施しております。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当社グループにおける当連結会計年度の設備投資は、店舗設備に関するものを中心に全体で2,222,771千円の投資を実施いたしました。

また、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社グループは、温浴事業ならびにこれらの付帯事業の単一事業であるため、セグメントに関連づけた説明は記載しておりません。

#### 2 【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース資産		合計
極楽湯 宇都宮店 (栃木県宇都宮市)	日本	温浴施設	29,292	3,886	( )	34	33,212	3(21)
極楽湯 彦根店 (滋賀県彦根市)	日本	温浴施設	136,349	7,347	( )	152	143,850	3(32)
極楽湯 幸手店 (埼玉県幸手市)	日本	温浴施設	82,897	837	( )	419	84,154	4(34)
極楽湯 柏店 (千葉県柏市)	日本	温浴施設	91,929	8,846	( )		100,775	6(36)
極楽湯 堺泉北店 (大阪府堺市)	日本	温浴施設	8,294	3,229	( )	2	11,526	3(13)
極楽湯 茨木店 (大阪府茨木市)	日本	温浴施設	233,975	5,577	( )	34	239,587	3(13)
極楽湯 和光店 (埼玉県和光市)	日本	温浴施設	238,594	10,661	( )	34	249,290	6(49)
極楽湯 大和橿原店 (奈良県橿原市)	日本	温浴施設	111,656	1,377	( )	11	113,046	2(15)
極楽湯 金沢野々市店 (石川県野々市市)	日本	温浴施設	84,222	758	( )	10	84,991	3(23)
極楽湯 横浜芹が谷店 (神奈川県横浜市港南区)	日本	温浴施設	350,369	5,970	( )	35	356,375	5(50)
極楽湯 豊橋店 (愛知県豊橋市)	日本	温浴施設	266,186	1,736	( )	38	267,961	4(33)
極楽湯 青森店 (青森県青森市)	日本	温浴施設	140,582	422	( )	42	141,047	3(25)
極楽湯 多摩センター店 (東京都多摩市)	日本	温浴施設	221,737	2,271	( )	28	224,037	4(43)
極楽湯 福井店 (福井県福井市)	日本	温浴施設	288,883	1,571	( )	51	290,506	3(24)
極楽湯 津店 (三重県津市)	日本	温浴施設	283,133	3,374	( )	51	286,560	4(33)
極楽湯 宮崎店 (宮崎県宮崎市)	日本	温浴施設	388	958	( )	0	1,347	3(25)
極楽湯 三島店 (静岡県三島市)	日本	温浴施設	325,806	6,425	( )	58	332,290	4(37)
極楽湯 千葉稲毛店 (千葉県千葉市稲毛区)	日本	温浴施設	19,904	10,700	( )	65	30,669	3(30)
極楽湯 吹田店 (大阪府吹田市)	日本	温浴施設	92,514	2,487	( )	40	95,042	5(34)
極楽湯 上尾店 (埼玉県上尾市)	日本	温浴施設	407,611	8,081	182,051 (5,142.43)	70	597,814	4(35)
極楽湯 奈良店 (奈良県奈良市)	日本	温浴施設	2,877	1,041	( )	0	3,919	3(20)
極楽湯 水戸店 (茨城県水戸市)	日本	温浴施設	880,907	39,519	( )	33	920,460	4(44)
RAKU SPA鶴見 (神奈川県横浜市鶴見区)	日本	温浴施設	1,778,290	116,984	( )	0	1,895,274	7(80)
極楽湯 浜松佐鳴台 (静岡県浜松市南区)	日本	温浴施設	17,339	2,392	( )	0	19,732	3(14)
温浴施設合計			6,093,745	246,461	182,051 (5,142.43)	1,217	6,523,475	92(762)

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

- 2 現在休止中の設備はありません。なお、柏店、堺泉北店、大和橿原店、金沢野々市店、青森店、多摩センター店、宮崎店、奈良店については減損処理後の帳簿価額を記載しております。
- 3 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

## (2) 在外子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
				建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
極楽湯 (上海)沐浴有 限公司	碧雲温泉 館(中国 上海市)	中国	温浴施設	1,766,293	143,232	( )		1,013	1,910,540	327

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

## 3 【設備の新設、除却等の計画】

## (1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
				総額 (千円)	既支払額 (千円)			
極楽湯 (上海)沐浴管 理有限公司	金沙江温泉館 (中国上海市)	中国	温浴施設	1,679,404	1,190,343	自己資金及び借入金	平成26年6月	平成27年2月

(注) 極楽湯(上海)沐浴管理有限公司の決算日は12月のため本連結決算上、未竣工の扱いとなります。

## (2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	36,500,000
計	36,500,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成27年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年6月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	13,670,900	13,670,900	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株であります。 株主としての権利内容に制限のな い、標準となる株式。
計	13,670,900	13,670,900		

(注) 提出日現在の発行数には、平成27年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

第11回 新株予約権

(会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストックオプションに係るもの)

株主総会の特別決議日(平成21年6月26日)(平成21年6月26日取締役会決議)		
	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,475	1,475
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	147,500	147,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	255	同左
新株予約権の行使期間	平成23年6月27日 ~平成27年6月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 286円 資本組入額 143円	同左
新株予約権の行使の条件	当社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位を失った後も、一定要件に該当する場合を除き、これを行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

2 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価格}}{\text{調整後発行価格}}$$

3 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価格を調整いたします。

$$\text{調整後発行価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価格} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第12回 新株予約権

(会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストックオプションに係るもの)

株主総会の特別決議日(平成22年6月29日)(平成22年6月29日取締役会決議)		
	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,430	2,430
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	243,000	243,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	260	同左
新株予約権の行使期間	平成24年6月30日 ~平成28年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300円 資本組入額 150円	同左
新株予約権の行使の条件	当社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位を失った後も、一定要件に該当する場合を除き、これを行することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。  
2 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価格}}{\text{調整後発行価格}}$$

- 3 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価格を調整いたします。

$$\text{調整後発行価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価格} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第13回 新株予約権

(会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストックオプションに係るもの)

株主総会の特別決議日(平成23年6月29日)(平成23年6月29日取締役会決議)		
	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	7,200	7,200
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	720,000	720,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	205	同左
新株予約権の行使期間	平成25年6月30日 ~平成29年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 212円 資本組入額 106円	同左
新株予約権の行使の条件	当社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位を失った後も、一定要件に該当する場合を除き、これを行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。  
2 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価格}}{\text{調整後発行価格}}$$

- 3 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価格を調整いたします。

$$\text{調整後発行価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価格} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第14回 新株予約権

(会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストックオプションに係るもの)

株主総会の特別決議日(平成24年6月28日)(平成24年6月28日取締役会決議)		
	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	7,600	7,600
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	760,000	760,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	228	同左
新株予約権の行使期間	平成26年7月1日 ~平成30年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 233円 資本組入額 117円	同左
新株予約権の行使の条件	当社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位を失った後も、一定要件に該当する場合を除き、これを行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

2 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価格}}{\text{調整後発行価格}}$$

3 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価格を調整いたします。

$$\text{調整後発行価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価格} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$



第15回 新株予約権

(会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストックオプションに係るもの)

株主総会の特別決議日(平成25年6月26日)(平成25年6月26日取締役会決議)		
	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	5,435	5,435
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	同左	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	543,500	543,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	311	同左
新株予約権の行使期間	平成27年7月1日 ~平成31年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 328円 資本組入額 164円	同左
新株予約権の行使の条件	当社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位を失った後も、一定要件に該当する場合を除き、これを行わせることができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

2 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価格}}{\text{調整後発行価格}}$$

3 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価格を調整いたします。

$$\text{調整後発行価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価格} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

## 2013年度株式報酬型

(会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストックオプションに係るもの)

株主総会の特別決議日(平成25年6月26日)(平成25年6月26日取締役会決議)		
	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	618	618
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	61,800(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成28年7月13日 ~平成45年7月12日(注)3	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 267円 資本組入額 134円(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)8	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9	同左

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。  
 なお、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- 2 新株予約権行使に際して出資される財産の価額  
 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)  
 平成25年7月12日
- 4 新株予約権の払込金額の算定方法およびその払込の方法  
 各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(公正価額)とする。  
 なお、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、新株予約権者が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。したがって、新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しない。
- 5 新株予約権行使の条件  
 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、割当日の翌日から3年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとする。  
 上記に関わらず任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役の地位を喪失した場合(かかる地位の喪失を以下「退任」という。)は、原則として退任の日から5年以内に新株予約権を行使しなければならない。行使期間については、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間を超えることはできない。  
 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記の新株予約権割当契約書に定めるところによる。  
 その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- 6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7 新株予約権の取得事由

当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合  
会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令および諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

イ 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合

ロ 当社の取締役を解任された場合

ハ 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合

ニ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

ホ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合

ヘ 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合

上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。

8 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

以下の 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

存続会社（吸収合併の場合）または新設会社（新設合併の場合）

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社（吸収分割の場合）または新設分割により設立する株式会社（新設分割の場合）

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

株式交換をする株式会社の発行株式数の全部を取得する株式会社または株式移転により設立する株式会社

10 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

第16回 新株予約権

(会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストックオプションに係るもの)

株主総会の特別決議日(平成26年6月26日)(平成26年6月26日取締役会決議)		
	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	5,455	5,225
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	545,500	522,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	430	同左
新株予約権の行使期間	平成28年7月1日 ~平成32年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 457円 資本組入額 228円	同左
新株予約権の行使の条件	当社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位を失った後も、一定要件に該当する場合を除き、これを行わせることができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。  
2 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価格}}{\text{調整後発行価格}}$$

- 3 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価格を調整いたします。

$$\text{調整後発行価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価格} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

## 2014年度株式報酬型

(会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストックオプションに係るもの)

株主総会の特別決議日(平成26年6月26日)(平成26年6月26日取締役会決議)		
	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	451	451
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	45,100(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成29年7月12日 ~平成46年7月11日(注)3	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 366円 資本組入額 183円(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)8	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9	同左

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。  
 なお、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- 2 新株予約権行使に際して出資される財産の価額  
 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)  
 平成26年7月11日
- 4 新株予約権の払込金額の算定方法およびその払込の方法  
 各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(公正価額)とする。  
 なお、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、新株予約権者が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。したがって、新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しない。
- 5 新株予約権行使の条件  
 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、割当日の翌日から3年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとする。  
 上記に関わらず任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役の地位を喪失した場合(かかる地位の喪失を以下「退任」という。)は、原則として退任の日から5年以内に新株予約権を行使しなければならない。行使期間については、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間を超えることはできない。  
 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記の新株予約権割当契約書に定めるところによる。  
 その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- 6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1  
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7 新株予約権の取得事由

当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合

会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令および諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

イ 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合

ロ 当社の取締役を解任された場合

ハ 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合

ニ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

ホ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合

ヘ 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合

上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。

8 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

以下の 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社（吸収分割の場合）または新設分割により設立する株式会社（新設分割の場合）

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

株式交換をする株式会社の発行株式数の全部を取得する株式会社または株式移転により設立する株式会社

10 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年6月29日 (注) 1		11,529,000		2,032,626	500,000	1,679,226
平成26年4月1日～ 平成27年3月31日 (注) 2	1,942,900	13,670,900	289,705	2,350,759	289,705	1,997,359

(注) 1 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。

2 新株予約権(ストックオプション)の権利行使による増加であります。

3 平成26年4月1日から平成26年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,330,600株、資本金が205,457千円及び資本準備金が205,457千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成27年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		6	22	96	12	37	21,743	21,916	
所有株式数 (単元)		9,867	1,900	18,288	26,359	394	79,874	136,682	2,700
所有株式数 の割合(%)		7.22	1.39	13.38	19.28	0.29	58.44	100.00	

(注) 自己株式917,675株は、「個人その他」に9,176単元、「単元未満株式の状況」に75株含まれております。

## (7) 【大株主の状況】

平成27年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ハーベスト・プレミア・インベストメント・コーポレーション(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	6 SHENTON WAY DB S BUILDING TOWER ONE SINGAPORE 0 6 8 8 0 9	2,403	17.58
新川 隆丈	東京都世田谷区	659	4.82
ホスピタリティファンド1号投資事業組合	東京都千代田区平河町2丁目5-7 ヒルクレスト平河町1階	535	3.91
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋1丁目23-1	500	3.65
株式会社恒成商事	宮城県多賀城市町前1丁目2-5	370	2.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	230	1.68
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内	230	1.68
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	204	1.49
極楽湯役員持株会	東京都千代田区麹町2丁目4 麹町鶴 屋八幡ビル6階	201	1.47
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券 投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴 海トリトンスクエアタワーZ	186	1.36
計		5,521	40.38

(注) 上記のほか当社所有の自己株式917千株(6.71%)があります。

## (8) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成27年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 917,600		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,750,600	127,506	同上
単元未満株式	普通株式 2,700		同上
発行済株式総数	13,670,900		
総株主の議決権		127,506	



【自己株式等】

平成27年3月31日現在					
所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社極楽湯	東京都千代田区麹町 二丁目4番地	917,600	-	917,600	6.71
計		917,600	-	917,600	6.71

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。  
当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。  
当該制度の内容は、以下の通りであります。

(平成21年6月26日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役、従業員及び顧問に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成21年6月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成21年6月26日
付与対象者の区分及び人数	平成21年7月1日付与分 当社取締役 6名 当社監査役 3名 当社従業員及び顧問 118名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 第11回新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(平成22年 6月29日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役、従業員及び顧問に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成22年 6月29日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成22年 6月29日定時株主総会決議及び平成22年 6月29日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	平成22年 7月 1日付与分 当社取締役 6名 当社監査役 3名 当社従業員及び顧問 124名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 第12回新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(平成23年 6月29日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役、従業員及び顧問に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成23年 6月29日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成23年 6月29日定時株主総会決議及び平成23年 6月29日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	平成23年 7月 1日付与分 当社取締役 6名 当社監査役 3名 当社従業員及び顧問 127名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 第13回新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(平成24年6月28日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役、従業員及び顧問に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成24年6月28日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成24年6月28日定時株主総会決議及び平成24年6月28日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	平成24年6月28日付与分 当社取締役 6名 当社監査役 3名 当社従業員及び顧問 130名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 第14回新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(平成25年6月27日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社社外取締役、監査役、従業員及び顧問に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成25年6月27日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成25年6月27日定時株主総会決議及び平成25年6月27日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	平成25年6月27日付与分 当社社外取締役 1名 当社監査役 3名 当社従業員及び顧問 132名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 第15回新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役（社外取締役を除く。）に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを、平成25年6月27日の定時株主総会において普通決議されたものであります。

決議年月日	平成25年6月27日定時株主総会決議及び平成25年6月27日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	平成25年6月27日付与分 当社取締役（社外取締役を除く。） 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 2013年度株式報酬型」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成26年6月26日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社社外取締役、監査役、執行役員及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成26年6月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成26年6月26日定時株主総会決議及び平成26年6月26日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	平成26年6月26日付与分 当社社外取締役 1名 当社監査役 3名 当社従業員 135名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 第16回新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成26年 6 月26日取締役会決議)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役（社外取締役を除く。）に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを、決議されたものであります。

決議年月日	平成26年 6 月26日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	平成26年 6 月26日付与分 当社取締役（社外取締役を除く。） 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 2014年度株式報酬型」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成27年 6 月25日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社社外取締役、監査役、執行役員及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成27年 6 月25日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成27年 6 月25日定時株主総会決議及び平成27年 6 月25日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	平成27年 6 月25日付与分 当社社外取締役 1名 当社監査役 3名 当社執行役員及び従業員 129名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	660,000株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	551円（注）2
新株予約権の行使期間	平成29年 7 月 1 日から平成33年 6 月30日
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）6
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、本新株予約権 1 個当たりの新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、100株とする。

また、新株予約権発行後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は、当該調整の時点で権利行使していない各新株予約権の目的たる株式の数(以下「未発行付与株式数」という。)についてのみ行われ、調整により生じる 1 株の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社になる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

2 新株予約権行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受ける株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を含まない。）を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「自己株式処分前の株価」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社になる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

### 3 新株予約権行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社社外取締役、監査役、従業員又は顧問の地位を失った後も、これを行使することができる。

但し、新株予約権者が次の事由のいずれかに該当する場合は、新株予約権を行使することができない。

- ）社外取締役、監査役もしくは顧問が解任され、又は正当な理由がなく辞任した場合
- ）従業員が解雇された場合
- ）社外取締役、監査役、従業員又は顧問が、当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、従業員、顧問、嘱託、コンサルタント等になるなど、当社の利益に反する行為を行ったと認められる場合
- ）社外取締役、監査役の在任期間が1年に満たず、又は割当日から6か月に満たない場合
- ）退職した従業員（管理職を除く）の在籍期間が3年に満たず、又は割当日から1年に満たない場合
- ）退職した従業員（管理職）、顧問の在籍期間が1年に満たず、又は割当日から1年に満たない場合

新株予約権の相続による承継は、新株予約権者が被相続人となる相続においてのみ、これを認める。当該相続後の相続における相続人は、新株予約権を承継することができない。

割当日から権利行使時に至るまでの間、新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

### 4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 5 新株予約権の取得事由

新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、割当日の翌日から3年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとする。

上記に関わらず任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役の地位を喪失した場合（かかる地位の喪失を以下「退任」という。）は、原則として退任の日から5年以内に新株予約権を行使しなければならない。行使期間については、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間を超えることはできない。

新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる（当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。）。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記の新株予約権割当契約書に定めるところによる。

その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。

### 6 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(平成27年6月25日取締役会決議)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役（社外取締役を除く。）に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを、決議されたものであります。

決議年月日	平成27年6月25日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	平成27年6月25日付与分 当社取締役（社外取締役を除く。） 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	57,300株を上限とする。（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	（注）2
新株予約権の行使期間	平成27年7月11日から平成47年7月10日（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）8
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）9

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。  
 なお、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- 2 新株予約権行使に際して出資される財産の価額  
 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）  
 平成27年7月10日
- 4 新株予約権の払込金額の算定方法およびその払込の方法  
 各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（公正価額）とする。  
 なお、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、新株予約権者が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。したがって、新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しない。
- 5 新株予約権行使の条件  
 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、割当日の翌日から3年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとする。  
 上記に関わらず任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役の地位を喪失した場合（かかる地位の喪失を以下「退任」という。）は、原則として退任の日から5年以内に新株予約権を行使しなければならない。行使期間については、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間を超えることはできない。  
 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる（当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。）。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記の新株予約権割当契約書に定めるところによる。  
 その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- 6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。  
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 7 新株予約権の取得事由  
 当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。  
 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合

会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令および諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

イ 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合

ロ 当社の取締役を解任された場合

ハ 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合

ニ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

ホ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合

ヘ 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合

上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。

8 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

以下の 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

存续会社（吸収合併の場合）または新設会社（新設合併の場合）

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社（吸収分割の場合）または新設分割により設立する株式会社（新設分割の場合）

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

株式交換をする株式会社の発行株式数の全部を取得する株式会社または株式移転により設立する株式会社

10 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。



## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】  
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価格の総額 (千円)	株式数(株)	処分価格の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	917,675		917,675	

### 3 【配当政策】

当社グループは、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つと考えており、経営成績、財政状態、事業展開のための資金留保等、総合的なバランスを勘案しつつも安定的な配当を実施・継続することができるよう業績向上に努めていく方針であります。

継続的な安定配当の基本方針のもと、当期の配当金は、1株当たり6円としております。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であり、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めておりますが、期末配当のみとする方針であります。

また、内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開への備えとして投入していくこととしております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たりの配当額 (円)
平成27年6月25日 定時株主総会決議	76,519	6

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第32期	第33期	第34期	第35期	第36期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
最高(円)	300	241	328	454	596
最低(円)	169	180	197	263	400

(注) 最高・最低株価は、平成22年4月1日から平成22年10月11日までは大阪証券取引所(JASDAQ市場)におけるものであり、平成22年10月12日から平成25年7月15日までは大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、平成25年7月16日以降は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年10月	平成26年11月	平成26年12月	平成27年1月	平成27年2月	平成27年3月
最高(円)	513	455	450	709	628	596
最低(円)	440	412	429	460	521	542

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

5 【役員の状況】

男性9名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役 社長		新 川 隆 丈	昭和34年4月9日生	昭和58年4月 平成2年4月 株式会社北陸銀行入行 日興証券株式会社(現S M B C日興 証券株式会社)入社 平成15年8月 伊藤忠商事株式会社入社 平成17年4月 当社 特別顧問 平成17年6月 同 代表取締役社長 平成19年3月 同 代表取締役社長兼営業本部長 平成19年7月 同 代表取締役社長(現任) 平成26年4月 極楽湯中国控股有限公司 Chairman (現任)	(注)4	6,598
取締役	国内事業 部門統括	高 野 透	昭和32年4月17日生	昭和60年4月 株式会社ビーブル(現株式会社コナ ミスポーツ&ライフ)入社 平成17年4月 当社 顧問 平成17年6月 同 常務執行役員 平成17年10月 同 常務執行役員F C 営業部長 平成18年4月 同 常務執行役員営業本部長 平成18年6月 同 取締役 平成19年3月 同 取締役常務執行役員開発本部長 兼営業副本部長 平成19年7月 同 取締役常務執行役員開発本部長 平成20年7月 同 取締役常務執行役員開発本部長 兼F C 事業本部長 平成22年2月 同 取締役常務執行役員(F C 及び 開発部門統括) 平成23年4月 同 取締役常務執行役員(総合企画 部門統括)総合企画部長 平成25年4月 同 取締役専務執行役員(国内事業 部門統括)(現任)	(注)4	25
取締役	管理部門 統括	松 本 俊 二	昭和35年7月3日生	昭和58年4月 日興証券株式会社(現S M B C日興 証券株式会社)入社 平成15年8月 コナミ株式会社入社 平成17年8月 当社 入社 同 管理部長 平成17年10月 同 執行役員管理部長 平成18年4月 同 執行役員管理本部長 平成18年6月 同 取締役 平成20年7月 同 取締役常務執行役員管理本部長 兼管理部長 平成22年2月 同 取締役常務執行役員(管理部門 統括)管理部長 平成25年4月 同 取締役専務執行役員(管理部門 統括)管理部長 平成27年4月 同 取締役専務執行役員(管理部門 統括)(現任)	(注)4	

取締役	海外事業部門 兼 店舗建設部門 統括	山 口 猛	昭和43年 9月 5日生	<p>平成 5年 4月</p> <p>平成13年12月</p> <p>平成16年10月</p> <p>平成18年 4月</p> <p>平成19年 3月</p> <p>平成19年 6月</p> <p>平成19年 7月</p> <p>平成20年 7月</p> <p>平成22年 2月</p> <p>平成23年 4月</p> <p>平成25年 4月</p> <p>平成26年 6月</p> <p>平成27年 4月</p>	<p>熊谷道路株式会社（現株式会社ガイ アート・K）入社</p> <p>当社 入社</p> <p>同 直営店営業部長</p> <p>同 執行役員西日本営業部長</p> <p>同 執行役員直営店営業部長</p> <p>同 取締役</p> <p>同 取締役執行役員直営事業本部長 兼直営店営業部長</p> <p>同 取締役執行役員直営事業本部長</p> <p>同 取締役執行役員（店舗営業部門 統括）</p> <p>取締役執行役員（海外事業部門統 括）海外事業部長 極楽湯（上海）沐浴有限公司 董事 長（現任）</p> <p>取締役常務執行役員（海外事業部門 統括）海外事業部長兼（店舗建設部 門統括）店舗建設部長</p> <p>極楽湯（上海）沐浴管理有限公司 董事長（現任）</p> <p>取締役常務執行役員（海外事業部門 統括）兼（店舗建設部門統括）店舗 建設部長（現任）</p>	(注) 4	20
-----	-----------------------------	-------	--------------	---	--	-------	----

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	総合企画 部門統括	羽塚 聡	昭和42年 1月17日生	平成11年 8月 当社 入社 平成17年10月 同 営業推進部長兼開店準備室長 平成19年 5月 同 執行役員営業推進部長 兼開店準備室長 平成20年 6月 同 取締役 平成20年 7月 同 取締役執行役員総合企画本部長 兼総合企画部長兼新店準備室長 平成22年 2月 同 取締役執行役員(総合企画部門 統括)総合企画部長 平成23年 4月 同 取締役執行役員(国内事業部門 統括) 平成25年 4月 同 取締役執行役員(総合企画部門 統括)総合企画部長 平成27年 4月 同 取締役執行役員(総合企画部門 統括)(現任)	(注) 4	57
取締役		角替 隆志	昭和30年 4月18日生	昭和60年10月 アスカコンサルティング株式会社 取締役 平成 3年10月 角替隆志税理士事務所設立 平成14年 7月 麹町税理士法人設立代表社員(現 任) 平成17年 6月 当社 取締役(現任)	(注) 4	250
監査役 (常勤)		山田 貞一	昭和31年12月12日生	昭和55年 4月 株式会社ダイヤモンドリゾート(現 ダイヤモンドソサエティ)入社 平成10年 4月 株式会社エムアンドエムトラベル サービス入社 平成11年 5月 オール興発株式会社入社 平成17年 2月 当社入社 平成23年 6月 当社 常勤監査役就任(現任)	(注) 5	70
監査役		細木 正彦	昭和30年 8月14日生	昭和61年 7月 青山監査法人勤務 平成元年 3月 公認会計士登録 平成 4年10月 細木公認会計士事務所登録 平成 6年 4月 ウィルコンサルティング株式会社 代表取締役(現任) 平成19年 6月 当社 監査役就任(現任)	(注) 5	
監査役		高倉 隆	昭和31年 6月10日生	昭和55年10月 監査法人太田哲三事務所(現新日本 有限責任監査法人)入所 昭和59年10月 公認会計士高倉隆事務所開設 平成10年 6月 監査法人エーマック(現監査法人エ ムエムピージー・エーマック)設立 代表社員就任(現任) 平成20年 6月 当社 監査役就任(現任)	(注) 6	55
計						7,075

- (注) 1 取締役角替隆志氏は社外取締役であります。  
2 監査役細木正彦氏、高倉隆氏は社外監査役であります。  
3 当社では取締役会の一層の活性化を促し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。  
4 平成26年 3月期に係る定時株主総会終結の時から平成28年 3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
5 平成27年 3月期に係る定時株主総会終結の時から平成31年 3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
6 平成24年 3月期に係る定時株主総会終結の時から平成28年 3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
7 上記の役員個々の所有株式数のほかに、役員持株会として平成27年 3月末現在、201,500株保有しております。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社においては、取締役会を構成する取締役6名中1名(提出日現在は6名中1名)を社外取締役、及び監査役会を構成する監査役3名中2名(提出日現在は3名中2名)を社外監査役とし、より透明性の高いガバナンス体制を構築しております。また、取締役会は、毎月1回開催しており活発な討議及び運営を行っております。また、監査機能につきましても、監査役が取締役会及び執行役員会に出席することなどを通じて、取締役及び執行役員の業務執行に対する監査を行い業務運営の適正化に努めております。

コンプライアンス(法令遵守)に関しましては全社員に徹底すべく意識の高揚を行い、企業倫理の実践強化を図っております。

今後につきましては、より一層透明性の高いガバナンス体制の確立を目指してまいります。

企業統治の体制及び内部統制システムの整備の状況

#### (a) 企業統治の体制

当社は監査役制度を採用しております。

以下体制の概要について説明いたします。

##### <取締役会>

当社の経営管理体制につきましては、意思決定機関として定例取締役会を毎月1回(計12回)及び必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令及び定款に定められた事項のほかに、経営基本方針及び業務上重要事項を協議、決定しております。加えて、取締役会には顧問弁護士が出席し、重要な意志決定の過程における法令及び定款に反する行為を未然に防止する体制をとっております。

##### <監査役会>

経営の監視機能の充実を図るために、監査役は毎回取締役会に出席し、適宜監査役監査を実施し、幅広く検証し、助言や提言を行っております。

##### <執行役員会>

効率的に業務を執行するために、適宜執行役員会を開催し、業務上の必要事項を協議、決定しております。これにより、業務執行における相互の連携及び牽制により、コンプライアンスを始めリスク情報の共有を図っております。また、執行役員会においても、常勤監査役が出席することにより、コンプライアンスをはじめ、コーポレート・ガバナンスの施策実施の推進並びに意思統一を図っております。

また、重要な契約を締結するなど法律上の判断を必要とする場合、複数の顧問弁護士に適宜且つ積極的にアドバイスを受けております。

#### (b) 企業統治の体制を採用する理由

当社の企業規模、企業風土等から、取締役会の適正規模並びに各監査機能のあり方を検討した結果、上記の企業統治体制が迅速な意思決定を可能にし、かつ経営の透明性、客観性を確保できる最適な形態と判断いたしました。

#### (c) 内部統制システムの整備の状況

内部統制システムにおいては、「会社の業務の適正を確保する体制」を構築し、その実効性を確保するため内部統制委員会を設置し、取締役や社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の維持及び継続的な改善や、その他会社業務の適正を確保する為の体制の維持及び継続的な改善を図っております。

#### (d) 内部監査及び監査役監査の状況

当社は、代表取締役社長直轄に内部監査室を設置し、業務執行状況の監査を実施しております。また、内部監査を通してコンプライアンスの徹底を図るとともに内部統制機能の向上に取り組んでおります。

当社の各監査役は、内部監査室との連携のもと、内部統制システムの状況を監視・検証するとともに、監査役会が定めた監査方針および監査計画に基づき、取締役会への出席のほか、その他重要な会議体への出席、子会社調査、内部監査室からの聴取等を実施し、取締役等の職務の執行を監査しております。また、当社の各監査役は、監査役会を通じて他の監査役と連携を取りながら、会計監査人および内部統制監査機能を含む内部監査部門とそれぞれの監査計画、実施状況、監査結果について定期的に会合をもち、必要に応じ随時連絡を行い、意見交換と情報の共有化を図り効率的かつ効果的な監査を進めております。監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名で構成されており、3名中2名が社外監査役であることから、独立性の高い客観的な立場から経営のチェックを行う体制となっております。

## (e) 会計監査の状況

当社は会計監査人としてUHY東京監査法人と監査契約を結んでおり、会計監査を受けております。業務執行した公認会計士は、谷田修一及び片岡嘉徳であり、同監査法人に所属しております。なお、会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士3名、その他3名となっております。

## (f) 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

社外取締役角替隆志は、当事業年度開催の取締役会に全15回中15回出席し、税理士としての専門的見地から議案審議等の必要な発言を適宜行っております。また、当社との取引や利害関係はありません。

社外監査役細木正彦は、当事業年度開催の取締役会に全15回中11回、監査役会に全13回中9回出席し、公認会計士としての専門的見地から議案審議等の必要な発言を適宜行っております。また、当社との取引や利害関係はありません。

当社監査役高倉隆は、当事業年度開催の取締役会に全15回中14回、監査役会に全13回中12回出席し、公認会計士としての専門的見地から議案審議等の必要な発言を適宜行っております。また、当社との取引や利害関係はありません。また、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

社外監査役は主な活動として、監査役会を通じて他の監査役と連携を取りながら、会計監査人および内部統制監査機能を含む内部監査部門とそれぞれの監査計画、実施状況、監査結果について定期的に会合をもち、必要に応じ随時連絡を行い、意見交換と情報の共有化を図り効率的かつ効果的な監査を進めております。

社外取締役並びに社外監査役には、業務執行を行う当社経営陣から独立した客観的な立場での業務全般にかかわる適切な助言を行うとともに、監督並びに監査機能を求めております。社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針はないものの、選任にあたっては、当社と人的、資本的、取引関係等が無いことが望ましいと考えておりますが、一方で当社の業容を良く理解している、業界に精通していることも重要視しております。当社の社外取締役、社外監査役につきましては以上の観点で人選いたしておりますが、いずれも高い独立性があると判断いたします。

当社は、社外取締役及び社外監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的として、会社法第423条に基づき定款により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする契約を締結しております。

## リスク管理体制の整備の状況

当社は、中期経営計画の達成に向けて、コンプライアンスとお客様の視点に立ち、リスクの洗い出しと対策を構築し、管理体制を強化するよう努めております。特に、店舗運営上の安全の徹底や衛生管理に重点を置き、あらゆるリスクに対応しうる体制を強化しております。

## 役員報酬の内容

## (a) 取締役及び監査役に支払った報酬

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外役員を除く。)	125,610	115,727	9,883			5
監査役 (社外役員を除く。)	6,694	6,500	194			1
社外役員	5,836	5,400	436			3

(注) 取締役の報酬には使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。

## (b) 役員報酬等の決定方針

取締役及び監査役の報酬に関しましては、株主総会で定められた上限の範囲でそれぞれ独立して協議・検討して決定しており、特に取締役の報酬につきましては世間一般の常識的水準を超えることなく、また業績連動による事を基本としております。

取締役及び監査役の責任限定契約

当社は、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的として、会社法第423条に基づき定款により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができます。

取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選解任の決議要件

- (a) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う旨を定款で定めております。
- (b) 取締役の解任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

(a) 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を目的として、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(b) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

株式保有の状況

(a) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 5銘柄  
貸借対照表計上額の合計額 28,740千円

(b) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)電業社機械製作所	5,000	8,950	同社と良好な関係を維持する目的で政策的に保有しております。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)電業社機械製作所	5,000	8,740	同社と良好な関係を維持する目的で政策的に保有しております。

(c) 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。



(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	17,400		18,600	
連結子会社				
計	17,400		18,600	

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の財務諸表について、UHY東京監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適時適正な開示を実施できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,868,094	3,932,834
売掛金	108,104	132,953
未収入金	11,359	6,370
たな卸資産	<sup>1</sup> 40,382	<sup>1</sup> 64,211
繰延税金資産	49,265	38,595
その他	213,816	162,489
流動資産合計	4,291,021	4,337,454
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	<sup>2</sup> 9,371,311	<sup>2</sup> 12,473,871
減価償却累計額	3,911,816	4,605,663
建物及び構築物（純額）	5,459,495	7,868,208
工具、器具及び備品	541,874	780,575
減価償却累計額	262,798	353,469
工具、器具及び備品（純額）	279,076	427,105
土地	182,051	182,051
リース資産	19,797	19,797
減価償却累計額	15,194	18,579
リース資産（純額）	4,602	1,217
建設仮勘定	1,488,540	1,172,060
有形固定資産合計	7,413,766	9,650,643
無形固定資産	208,347	217,386
投資その他の資産		
投資有価証券	28,950	28,740
長期貸付金	94,248	78,073
繰延税金資産	523,559	481,220
敷金及び保証金	792,844	871,260
その他	560,570	633,963
貸倒引当金	4,500	4,500
投資その他の資産合計	1,995,672	2,088,757
固定資産合計	9,617,787	11,956,787
繰延資産	-	91,385
資産合計	13,908,808	16,385,627

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	307,243	365,791
短期借入金	3 -	3 200,000
1年内償還予定の社債	115,800	115,400
1年内返済予定の長期借入金	2,020,828	4 2,034,328
未払金	868,053	386,691
未払法人税等	39,307	127,617
前受金	810,605	908,670
賞与引当金	52,609	72,254
その他	316,523	375,184
流動負債合計	4,530,971	4,585,937
固定負債		
社債	342,900	227,500
長期借入金	4,091,248	4 4,690,690
退職給付に係る負債	88,490	96,550
資産除去債務	358,962	478,013
その他	283,035	286,439
固定負債合計	5,164,636	5,779,193
負債合計	9,695,607	10,365,131
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,061,053	2,350,759
資本剰余金	2,171,953	2,396,797
利益剰余金	67,278	45,266
自己株式	356,138	356,138
株主資本合計	3,809,590	4,436,684
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	999	1,209
為替換算調整勘定	308,966	287,832
その他の包括利益累計額合計	307,967	286,622
新株予約権	95,643	52,049
少数株主持分	-	1,245,139
純資産合計	4,213,201	6,020,496
負債純資産合計	13,908,808	16,385,627

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
売上高	10,051,440	12,051,425
売上原価	9,270,788	10,880,930
売上総利益	780,651	1,170,495
販売費及び一般管理費	1 831,789	1 983,539
営業利益又は営業損失( )	51,137	186,955
営業外収益		
受取利息	10,485	14,669
受取家賃	19,022	18,888
為替差益	102,247	3,074
協賛金収入	32,190	49,370
その他	38,628	46,425
営業外収益合計	202,574	132,428
営業外費用		
支払利息	86,772	100,440
シンジケートローン手数料	17,000	5,000
その他	8,531	9,591
営業外費用合計	112,303	115,032
経常利益	39,134	204,351
特別利益		
新株予約権戻入益	81,360	4,658
子会社株式売却益	-	147,920
その他	367	-
特別利益合計	81,728	152,579
特別損失		
減損損失	2 587,791	-
固定資産除却損	3 6,938	3 1,628
その他	48	-
特別損失合計	594,777	1,628
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失( )	473,915	355,303
法人税、住民税及び事業税	52,504	153,699
法人税等調整額	127,426	54,125
法人税等合計	74,922	207,824
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失( )	398,993	147,478
少数株主利益	-	36,293
当期純利益又は当期純損失( )	398,993	111,184

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失( )	398,993	147,478
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,765	210
為替換算調整勘定	226,893	141,100
その他の包括利益合計	229,659	140,890
包括利益	169,334	288,368
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	169,334	89,840
少数株主に係る包括利益	-	198,528

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,032,626	2,179,226	389,262	752,918	3,848,196
当期変動額					
新株の発行	28,427	28,427			56,855
剰余金の配当			57,547		57,547
当期純利益			398,993		398,993
自己株式の処分		35,700		396,780	361,080
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	28,427	7,272	456,541	396,780	38,605
当期末残高	2,061,053	2,171,953	67,278	356,138	3,809,590

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	3,765	82,073	78,308	170,898	4,097,403
当期変動額					
新株の発行					56,855
剰余金の配当					57,547
当期純利益					398,993
自己株式の処分					361,080
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	2,765	226,893	229,659	75,255	154,403
当期変動額合計	2,765	226,893	229,659	75,255	115,797
当期末残高	999	308,966	307,967	95,643	4,213,201

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,061,053	2,171,953	67,278	356,138	3,809,590
当期変動額					
新株の発行	289,705	289,705			579,411
剰余金の配当		64,861			64,861
当期純利益			111,184		111,184
自己株式の処分					
連結除外による増加			1,359		1,359
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	289,705	224,843	112,544	-	627,094
当期末残高	2,350,759	2,396,797	45,266	356,138	4,436,684

	その他の包括利益累計額			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	999	308,966	307,967	95,643	-	4,213,201
当期変動額						
新株の発行						579,411
剰余金の配当						64,861
当期純利益						111,184
自己株式の処分						-
連結除外による増加						1,359
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	210	21,134	21,344	43,593	1,245,139	1,180,200
当期変動額合計	210	21,134	21,344	43,593	1,245,139	1,807,295
当期末残高	1,209	287,832	286,622	52,049	1,245,139	6,020,496



## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失( )	473,915	355,303
減価償却費	691,820	817,004
減損損失	587,791	-
退職給付に係る負債の増減額( は減少)	9,501	8,060
貸倒引当金の増減額( は減少)	500	-
賞与引当金の増減額( は減少)	3,704	17,638
受取利息及び受取配当金	11,485	15,854
子会社株式売却損益( は益)	-	147,920
新株予約権戻入益	81,360	4,658
支払利息及び社債利息	93,998	108,024
為替差損益( は益)	161,796	96,823
固定資産除却損	6,938	1,628
売上債権の増減額( は増加)	341,746	46,481
たな卸資産の増減額( は増加)	12,580	22,663
建設協力金の賃料相殺	29,317	33,979
仕入債務の増減額( は減少)	47,495	50,941
未払消費税等の増減額( は減少)	125,860	181,691
その他	55,022	31,923
小計	999,837	1,300,909
利息及び配当金の受取額	5,137	9,732
利息の支払額	91,595	101,027
法人税等の支払額	296,786	62,323
法人税等の還付額	-	66,531
営業活動によるキャッシュ・フロー	616,592	1,213,823
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	127,000	461,342
定期預金の払戻による収入	124,000	412,187
有形固定資産の取得による支出	1,436,037	3,218,161
有価証券及び投資有価証券の売却による収入	48,980	-
差入保証金の差入による支出	44,551	73,332
差入保証金の回収による収入	51,703	752
貸付けによる支出	-	352,026
貸付金の回収による収入	16,338	368,201
建設協力金の支払による支出	-	67,321
建設協力金の回収による収入	11,550	11,550
子会社株式の売却による収入	-	933,215
その他	25,973	42,597
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,380,989	2,488,876

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の増減額（は減少）	500,000	200,000
長期借入れによる収入	4,510,000	2,800,000
長期借入金の返済による支出	2,106,024	2,187,058
社債の発行による収入	341,333	-
社債の償還による支出	155,300	115,800
割賦債務の返済による支出	50,490	110,555
株式の発行による収入	51,804	520,071
少数株主からの払込みによる収入	-	147,000
自己株式の処分による収入	361,080	-
配当金の支払額	57,732	64,835
その他	5,256	4,035
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>2,389,414</b>	<b>1,184,787</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	102,241	100,072
<b>現金及び現金同等物の増減額（は減少）</b>	<b>1,727,259</b>	<b>9,805</b>
現金及び現金同等物の期首残高	2,087,834	3,815,094
現金及び現金同等物の期末残高	<sup>1</sup> 3,815,094	<sup>1</sup> 3,824,900

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

極楽湯中国控股有限公司

極楽湯(上海)沐浴有限公司

極楽湯(上海)沐浴管理有限公司

連結子会社であった大連極楽温泉開発技術諮詢有限公司は平成27年3月に清算が完了したため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 社

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、極楽湯中国控股有限公司、極楽湯(上海)沐浴有限公司及び極楽湯(上海)沐浴管理有限公司の決算日は12月31日です。連結財務諸表の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

a 時価のあるもの

当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し売却原価は移動平均法により算定)

b 時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

a 商品

総平均法による原価法

b 貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、事業用定期借地契約による借地上の建物については、耐用年数を定期借地権の残存年数、残存価額を零とした定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 2～34年

工具、器具及び備品 2～19年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年～7年)に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

a 一般債権

貸倒実績率法によっております。

b 貸倒懸念債権及び破産更生債権

財務内容評価法によっております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段... 金利スワップ取引

ヘッジ対象... 借入金利息

ヘッジ方針

当社規程に基づき、借入金に係る金利変動をヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため有効性の判定を省略しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建て金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理してあります。なお、在外子会社等の資産および負債は、各子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めています。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

5年間で均等償却することとしております。

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

連結キャッシュ・フロー計算書関係

前連結会計年度において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「割賦債務の返済による支出」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「その他」 55,747千円は、「割賦債務の返済による支出」 50,490千円、「その他」 5,256千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 たな卸資産の内訳

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
商品	29,496千円	34,607千円
貯蔵品	10,885千円	29,604千円
計	40,382千円	64,211千円

2 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
建物及び構築物	9,491千円	9,491千円

3 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。連結会計年度末日における当座貸越契約に係る借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
当座貸越極度額	800,000千円	800,000千円
借入実行残高	千円	200,000千円
差引額	800,000千円	600,000千円

4 財務制限条項

当社は金融機関2行とシンジケート契約を締結しており、本契約には連結貸借対照表の純資産の部の金額や、連結損益計算書の経常損失により算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付されております。

なお、この契約に基づく連結会計年度末日における借入残高は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	千円	144,000千円
長期借入金	千円	784,000千円
計	千円	928,000千円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費の主なもの

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
役員報酬	128,150千円	127,627千円
給料手当	207,908千円	238,492千円
賞与引当金繰入額	18,429千円	25,510千円
退職給付費用	7,043千円	6,660千円
広告宣伝費	6,896千円	4,734千円
減価償却費	18,354千円	43,976千円

2 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
堺泉北店 (大阪府堺市)	温浴施設	「建物及び構築物」「工具、器具及び備品」等	153,459
大和橿原店 (奈良県橿原市)	温浴施設	「建物及び構築物」「工具、器具及び備品」等	224,422
多摩センター店 (東京都多摩市)	温浴施設	「建物及び構築物」「工具、器具及び備品」等	203,977
宮崎店 (宮崎県宮崎市)	温浴施設	「建物及び構築物」	756
奈良店 (奈良県奈良市)	温浴施設	「建物及び構築物」「工具、器具及び備品」等	5,176

当社グループは、店舗ごとに資産をグルーピングしております。

上記に係る資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しました。その内訳は、建物及び構築物583,055千円、工具、器具及び備品2,779千円、その他1,957千円です。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを2.76%で割り引いて算定しております。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
建物及び構築物	6,765千円	1,628千円
工具、器具及び備品	172千円	千円
計	6,938千円	1,628千円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
その他の有価証券評価差額金		
当期発生額	3,958千円	210千円
組替調整額	29千円	千円
税効果調整前	3,928千円	210千円
税効果額	1,163千円	千円
その他有価証券評価差額金	2,765千円	210千円
為替換算調整勘定		
当期発生額	226,893千円	256,776千円
組替調整額	千円	115,676千円
為替換算調整勘定	226,893千円	141,100千円
その他の包括利益合計	229,659千円	140,890千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	11,529,000	199,000		11,728,000

(変動事由の概要)

新株予約権の権利行使による増加 199,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,937,675		1,020,000	917,675

(変動事由の概要)

第三者割当による自己株式の処分 1,020,000株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権					95,643	
合計						95,643	

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	57,547	6	平成25年3月31日	平成25年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	資本剰余金	64,861	6	平成26年3月31日	平成26年6月27日

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	11,728,000	1,942,900		13,670,900

(変動事由の概要)

新株予約権の権利行使による増加 1,942,900株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	917,675			917,675

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結 会計年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権					52,049	
合計						52,049	

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	64,861	6	平成26年3月31日	平成26年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	資本剰余金	76,519	6	平成27年3月31日	平成27年6月26日



(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
現金及び預金勘定	3,868,094千円	3,932,834千円
預入期間が3か月超の定期預金	53,000千円	107,934千円
現金及び現金同等物	3,815,094千円	3,824,900千円

2 重要な非資金取引の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1)リース資産の内容

a 有形固定資産

温浴事業における店舗設備(車両運搬具、工具、器具及び備品)であります。

b 無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2)リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度	当連結会計年度
1年内	48,264	63,600
1年超	552,909	489,309
合計	601,173	552,909

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の用途は運転資金(短期・長期)及び設備投資資金(長期)であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは、金利変動リスクに晒されている負債に係るリスクを回避する目的において利用しており、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客(フランチャイズ契約先)の信用リスクに晒されております。また、差入敷金保証金は、主に土地、建物等の賃借契約における保証金であり、賃借先の信用リスクに晒されております。投資有価証券である株式は、市場価格及び実質価額の変動リスクに晒されております。

営業債務であります買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年6か月後であります。このうち一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、売掛金については取引先ごとに期日管理及び残高管理を行う体制としております。また、モニタリングを行い財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。差入敷金保証金については、モニタリングを行い財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブの利用にあたっては、信用度の高い金融機関に限定しているため信用リスクは僅少であります。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対応するため、金利スワップ取引を利用しております。また、金利変動のリスクをおさえるため、長期契約による金利の固定化を進めております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

定期的に手許流動性について取締役会へ報告され、早期把握やリスク軽減にむけた管理をしております。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注)2を参照下さい。)

前連結会計年度(平成26年3月31日)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	3,868,094	3,868,094	
(2) 売掛金	108,104	108,104	
(3) 投資有価証券	8,950	8,950	
(4) 敷金及び保証金	792,844	671,385	121,458
資産計	4,777,992	4,656,533	121,458
(1) 買掛金	307,243	307,243	
(2) 1年内償還予定の社債	115,800	115,644	155
(3) 1年内返済予定の長期借入金	2,020,828	2,028,614	7,786
(4) 社債	342,900	337,794	5,105
(5) 長期借入金	4,091,248	4,165,581	74,333
負債計	6,878,019	6,954,877	76,858

当連結会計年度(平成27年3月31日)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	3,932,834	3,932,834	
(2) 売掛金	132,953	132,953	
(3) 投資有価証券	8,740	8,740	
(4) 敷金及び保証金	871,260	737,080	134,180
資産計	4,945,789	4,811,609	134,180
(1) 買掛金	365,791	365,791	
(2) 短期借入金	200,000	200,000	
(3) 1年内償還予定の社債	115,400	115,245	154
(4) 1年内返済予定の長期借入金	2,034,328	2,040,118	5,790
(5) 社債	227,500	224,297	3,202
(6) 長期借入金	4,690,690	4,761,074	70,384
負債計	7,633,709	7,706,527	72,818

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、及び(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 敷金及び保証金

主に建物の賃借時に差入れている敷金・保証金であり、償還予定時期を見積り、一般に公表されている長期プライムレートで割り引いた現在価値を算定しております。

負債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内償還予定の社債、及び(5) 社債

社債の時価は、市場価格がないため元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 1年内返済予定の長期借入金、及び(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成26年3月31日	平成27年3月31日
非上場株式	20,000	20,000

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

3 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成26年3月31日)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,868,094			
売掛金	108,104			
敷金及び保証金	20,000	20,000	186,849	565,994
合計	3,996,198	20,000	186,849	565,994

当連結会計年度(平成27年3月31日)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,932,834			
売掛金	132,953			
敷金及び保証金		40,000	245,845	585,415
合計	4,065,788	40,000	245,845	585,415

4 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成26年3月31日）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金						
社債	115,800	115,400	49,000	49,000	49,000	80,500
長期借入金	2,020,828	1,639,808	959,840	563,560	361,260	566,780
合計	2,136,628	1,755,208	1,008,840	612,560	410,260	647,280

当連結会計年度（平成27年3月31日）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	200,000					
社債	115,400	49,000	49,000	49,000	49,000	31,500
長期借入金	2,012,666	1,381,436	985,156	782,856	583,626	979,273
合計	2,328,066	1,430,436	1,034,156	831,856	632,626	1,010,773

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(平成26年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
株式	8,950	9,949	999
合計	8,950	9,949	999

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額20,000千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(平成27年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
株式	8,740	9,949	1,209
合計	8,740	9,949	1,209

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額20,000千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	48,980	29	
合計	48,980	29	

当連結会計年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

該当事項はありません。

3 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について減損処理は行っておりません。

当連結会計年度において、有価証券について減損処理は行っておりません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価評価額または、実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合においては、原則として減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度(平成26年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち 1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	2,051,334	1,588,622	39,275

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(平成27年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち 1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	2,653,622	2,087,891	94,886

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として退職一時金制度を採用しております。

なお、退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	78,989	88,490
退職給付費用	15,829	15,449
退職給付の支払額	6,328	7,389
退職給付に係る負債の期末残高	88,490	96,550

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (平成26年 3月31日)	当連結会計年度 (平成27年 3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	88,490	96,550
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	88,490	96,550
退職給付に係る負債	88,490	96,550
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	88,490	96,550

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度15,829千円 当連結会計年度15,449千円



## (税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	18,749千円	17,431千円
減価償却費	280,094	273,714
退職給付に係る負債	41,752	40,490
減損損失累計額	521,214	447,260
資産除去債務	127,934	154,581
株式報酬費用	19,769	7,267
貸倒引当金	2,226	1,303
長期前受収益	8,167	3,395
有価証券評価差額金	356	391
繰越欠損金	25,948	
現物出資差額		26,447
その他	38,505	37,565
計	1,084,719	1,009,850
評価性引当金	446,527	396,145
繰延税金資産合計	638,191	613,704
繰延税金負債		
資産除去債務	43,147	71,748
保証金利息	22,219	22,140
繰延税金負債合計	65,366	93,888
繰延税金資産の純額	572,825	519,815

(注) 繰延税金資産の純額は連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
流動資産・繰延税金資産	49,265千円	38,595千円
固定資産・繰延税金資産	523,559	481,220

## 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率		35.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目		5.6
株式報酬費用		1.4
住民税均等割等		6.9
雇用促進税制による税額控除		1.9
外国税額控除		2.1
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正		14.1
評価性引当金		4.3
連結子会社との実行税率差異		0.3
その他		0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率		58.4

(注) 前連結会計年度は、税金等調整前当期純損失であるため、記載を省略しております。

## 3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3%に税率変更いたします。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は50,148千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗設備の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年～20年と見積り、割引率は1.5%～1.6%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
期首残高	353,327千円	358,962千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	千円	125,102千円
時の経過による調整額	5,634千円	6,574千円
その他増減額（は減少）	千円	12,626千円
期末残高	358,962千円	478,013千円

(ストック・オプション等関係)

1 費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	11,156千円	20,404千円

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
新株予約権戻入益	81,360千円	4,658千円

3 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1)ストック・オプションの内容

	第10回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション	第12回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 6名 当社監査役 3名 当社従業員及び顧問 128名	当社取締役 6名 当社監査役 3名 当社従業員及び顧問 118名	当社取締役 6名 当社監査役 3名 当社従業員及び顧問 124名
ストック・オプションの数(注)1	普通株式 795,500株	普通株式 840,000株	普通株式 871,000株
付与日	平成20年7月1日	平成21年7月1日	平成22年7月1日
権利確定条件	在任期間が1年以上(取締役、監査役及び従業員(管理職)の場合、従業員(管理職除く)の場合は3年)で、かつ、割当日から6ヶ月を経過すること(取締役、監査役の場合、従業員の場合は1年)。その他、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	在任期間が1年以上(取締役、監査役及び従業員(管理職)の場合、従業員(管理職除く)の場合は3年)で、かつ、割当日から6ヶ月を経過すること(取締役、監査役の場合、従業員の場合は1年)。その他、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	在任期間が1年以上(取締役、監査役及び従業員(管理職)の場合、従業員(管理職除く)の場合は3年)で、かつ、割当日から6ヶ月を経過すること(取締役、監査役の場合、従業員の場合は1年)。その他、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成22年6月28日から 平成26年6月27日まで	平成23年6月27日から 平成27年6月26日まで	平成24年6月30日から 平成28年6月29日まで

	第13回 ストック・オプション	第14回 ストック・オプション	第15回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 6名 当社監査役 3名 当社従業員及び顧問 127名	当社取締役 6名 当社監査役 3名 当社従業員及び顧問 130名	当社取締役 1名 当社監査役 3名 当社従業員及び顧問 132名
ストック・オプションの数(注)1	普通株式 900,000株	普通株式 900,000株	普通株式 568,500株
付与日	平成23年6月29日	平成24年6月28日	平成25年6月27日
権利確定条件	在任期間が1年以上(取締役、監査役及び従業員(管理職)の場合、従業員(管理職除く)の場合は3年)で、かつ、割当日から6ヶ月を経過すること(取締役、監査役の場合、従業員の場合は1年)。その他、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	在任期間が1年以上(取締役、監査役及び従業員(管理職)の場合、従業員(管理職除く)の場合は3年)で、かつ、割当日から6ヶ月を経過すること(取締役、監査役の場合、従業員の場合は1年)。その他、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	在任期間が1年以上(取締役、監査役及び従業員(管理職)の場合、従業員(管理職除く)の場合は3年)で、かつ、割当日から6ヶ月を経過すること(取締役、監査役の場合、従業員の場合は1年)。その他、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成25年6月30日から 平成29年6月29日まで	平成26年7月1日から 平成30年6月30日まで	平成27年7月1日から 平成31年6月30日まで

	2013年度株式報酬型 ストック・オプション	第16回 ストック・オプション	2014年度株式報酬型 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 5名	当社取締役 1名 当社監査役 3名 当社従業員及び顧問 135名	当社取締役 5名
ストック・オプションの数(注)1	普通株式 61,800株	普通株式 581,000株	普通株式 45,100株
付与日	平成25年7月12日	平成26年6月26日	平成26年7月11日
権利確定条件	当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	在任期間が1年以上(取締役、監査役及び従業員(管理職)の場合、従業員(管理職除く)の場合は3年)で、かつ、割当日から6ヶ月を経過すること(取締役、監査役の場合、従業員の場合は1年)。その他、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成28年7月13日から 平成45年7月12日まで	平成28年7月1日から 平成32年6月30日まで	平成29年7月12日から 平成46年7月11日まで

(注)1 株式数に換算して記載しております。

2 その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書によっております。

## (2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

	第10回 ストック・ オプション	第11回 ストック・ オプション	第12回 ストック・ オプション	第13回 ストック・ オプション	第14回 ストック・ オプション
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末					888,000
付与					
失効					500
権利確定					887,500
未確定残					
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	692,000	743,000	831,000	822,500	
権利確定					887,500
権利行使	530,400	595,500	588,000	102,500	126,500
失効	161,600				1,000
未行使残		147,500	243,000	720,000	760,000

	第15回 ストック・ オプション	2013年度株式報 酬型ストック・ オプション	第16回 ストック・ オプション	2014年度株式報 酬型ストック・ オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	549,500	61,800		
付与			581,000	45,100
失効	6,000		35,500	
権利確定				
未確定残	543,500	61,800	545,500	45,100
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末				
権利確定				
権利行使				
失効				
未行使残				

## 単価情報

	第10回 ストック・ オプション	第11回 ストック・ オプション	第12回 ストック・ オプション	第13回 ストック・ オプション	第14回 ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	312	255	260	205	228
行使時平均株価 (円)	422	497	500	497	538
公正な評価単価 (付与日)	28	31	40	7	5

	第15回 ストック・ オプション	2013年度株式報 酬型ストック・ オプション	第16回 ストック・ オプション	2014年度株式報 酬型ストック
権利行使価格 (円)	311	1	430	1
行使時平均株価 (円)				
公正な評価単価 (付与日)	17	266	26	365

#### 4 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 当連結会計年度において付与された平成26年ストック・オプション(第16回)についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式  
主な基礎数値及び見積方法

	平成26年 ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	11%
予想残存期間 (注) 2	4年
予想配当 (注) 3	6円/株
無リスク利率 (注) 4	0.126%

- (注) 1 4年間(平成22年6月28日から平成26年6月26日)の株価実績に基づき算定しております。  
2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。  
3 平成26年3月期の配当実績によっております。  
4 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

(2) 当連結会計年度において付与された2014年度株式報酬型ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式  
主な基礎数値及び見積方法

	2014年度株式報酬型 ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	11%
予想残存期間 (注) 2	11.5年
予想配当 (注) 3	6円/株
無リスク利率 (注) 4	0.676%

- (注) 1 11.5年間(平成15年1月14日から平成26年7月11日)の株価実績に基づき算定しております。  
2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。  
3 平成26年3月期の配当実績によっております。  
4 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

#### 5 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高意思決定機関である役員会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社グループ事業は、温浴事業を主な事業内容とする単一事業であり、各グループ会社において包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、温浴事業を基礎とした所在地別のセグメントから構成されており、「日本」、「中国」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は営業利益ベースの数値であり、セグメント間の内部売上高及び振替高は、市場の実勢価格に基いております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額(注)	連結財務諸表 計上額
	日本	中国	計		
売上高					
外部顧客への売上高	9,163,175	888,264	10,051,440		10,051,440
セグメント間の内部 売上高又は振替高	44,232		44,232	44,232	
計	9,207,408	888,264	10,095,672	44,232	10,051,440
セグメント利益 又は損失( )	309,302	163,583	145,718	196,856	51,137
セグメント資産	12,025,528	2,301,709	14,327,237	418,428	13,908,808
その他の項目					
減価償却費	599,845	81,221	681,067	10,753	691,820
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,688,738	395,891	2,084,629	138,142	2,222,771

(注) 1 セグメント利益又は損失( )の調整額 196,856千円は、セグメント間取引消去 17,584千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 179,271千円であり、当該全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント資産の調整額 418,428千円には、報告セグメント間の相殺消去 633,056千円、各報告セグメントに配分していない全社資産214,627千円が含まれております。全社資産は主に報告セグメントに帰属しない現金預金、投資有価証券、管理部門に係る資産であります。

3 減価償却費の調整額10,753千円は、各報告セグメントに帰属しない全社資産での減価償却費であります。

4 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額138,142千円は各報告セグメントに帰属しない当社での設備投資額であります。

5 セグメント利益又は損失( )は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額(注)	連結財務諸表 計上額
	日本	中国	計		
売上高					
外部顧客への売上高	10,493,944	1,557,480	12,051,425		12,051,425
セグメント間の内部 売上高又は振替高	64,284		64,284	64,284	
計	10,558,228	1,557,480	12,115,709	64,284	12,051,425
セグメント利益 又は損失( )	250,441	135,216	385,657	198,701	186,955
セグメント資産	12,991,895	4,663,229	17,655,125	1,269,497	16,385,627
その他の項目					
減価償却費	637,487	151,100	788,588	28,416	817,004
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,661,898	1,208,745	2,870,643	3,710	2,874,354

(注) 1 セグメント利益の調整額 198,701千円は、セグメント間取引消去 16,646千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 182,055千円であり、当該全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント資産の調整額 1,269,497千円には、報告セグメント間の相殺消去 1,477,873千円、各報告セグメントに配分していない全社資産208,376千円が含まれております。全社資産は主に報告セグメントに帰属しない現金預金、投資有価証券、管理部門に係る資産であります。

3 減価償却費の調整額28,416千円は、各報告セグメントに帰属しない全社資産での減価償却費であります。

4 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額3,710千円は各報告セグメントに帰属しない当社での設備投資額であります。

5 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

## 【関連情報】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

## 1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	中国	合計
5,617,956	1,795,810	7,413,766

## 3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。



当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	中国	合計
6,549,759	3,100,883	9,650,643

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	日本	中国	計		
減損損失	587,791		587,791		587,791

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

前連結会計年度(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	新川隆丈			当社代表取締役	(被所有)直接 5.63	資金の貸付	貸付金の回収	15,838	長期貸付金	94,248

当連結会計年度(自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	新川隆丈			当社代表取締役	(被所有)直接 5.63	資金の貸付	資金の貸付(注) 1	87,357	長期貸付金	78,073
							貸付金の回収	103,532		
							ストックオプションの権利行使(注) 2	87,357		
役員	高野透			当社取締役	(被所有)直接0.01	資金の貸付	資金の貸付(注) 1	60,480		
							貸付金の回収	60,480		
							ストックオプションの権利行使(注) 2	60,480		
役員	松本俊二			当社取締役		資金の貸付	資金の貸付(注) 1	60,480		
							貸付金の回収	60,480		
							ストックオプションの権利行使(注) 2	60,480		
役員	山口猛			当社取締役	(被所有)直接0.01	資金の貸付	資金の貸付(注) 1	60,480		
							貸付金の回収	60,480		
							ストックオプションの権利行使(注) 2	60,480		
役員	羽塚聡			当社取締役	(被所有)直接0.04	資金の貸付	資金の貸付(注) 1	55,800		
							貸付金の回収	55,800		
							ストックオプションの権利行使(注) 2	55,800		

(注) 1 役員貸付金については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2 平成20年6月27日、平成21年6月26日および平成22年6月29日開催の定時株主総会の決議に基づき付与されたストックオプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。

3 上記の取引金額には消費税等を含めておりません。

(イ)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(万USドル)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円) (注)2	科目	期末残高(千円)
主要株主(会社等)	ハーベスト・プレミア・インベストメント・コーポレーション	SINGAPORE	1,050	持株会社	(被所有)直接18.85	資本業務提携	子会社株式の売却代金(注)1	933,215		
							子会社株式売却益	163,417		

(注) 1 子会社株式の譲渡価格は、純資産・業績等様々な要素を総合的に勘案し、当事者間において協議の上決定しております。

2 上記の取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

結合当事企業の名称及びその事業の内容

極楽湯中国控股有限公司(以下、「香港子会社」)

中国における事業展開の統括

極楽湯(上海)沐浴有限公司(以下、「上海子会社A」)

温浴施設の運営・管理

企業結合日

平成26年8月29日

企業結合の法的形式

当社が保有する上海子会社Aの株式100%を香港子会社へ現物出資

その他の取引に関する概要

海外拠点の統括会社である香港子会社に、日本と中国を結ぶゲートウェイとして、また当社の中国での事業展開をより迅速かつ円滑に推進する重要な役割と機能を持たせることを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	380.89円	370.36円
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額( )	40.13 円	9.15 円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	8.07 円

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額( )及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益 (千円)	398,993	111,184
普通株主に帰属しない金額 (千円)		
普通株式に係る当期純利益 (千円)	398,993	111,184
普通株式の期中平均株式数 (株)	9,943,552	12,150,073
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額		
普通株式増加数 (株)		1,631,646
(うち新株予約権) (株)		(1,631,646)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要		

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	4,213,201	6,020,496
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	95,643	1,297,188
(うち新株予約権)	(95,643)	(52,049)
(うち少数株主持分)		(1,245,139)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	4,117,557	4,723,307
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数 (株)	10,810,325	12,753,225

(重要な後発事象)

1. 社外取締役、監査役、執行役員及び従業員に対するストック・オプション（新株予約権）の付与について

平成27年6月25日開催の第36期定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社社外取締役、監査役、執行役員及び従業員に対して、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件とした議案を、下記のとおり決議いたしました。

(1) 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、優秀な人材を継続的に確保すること、また、適正な監査に対する意識を高めること等を目的として、当社社外取締役、監査役、執行役員及び従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。

(2) 株主総会決議による委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

7,000個（普通株式700,000株）

(3) 新株予約権の払込金額

本新株予約権につき金銭の払込みを要しない。

2. 取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の付与について

平成27年6月25日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役（社外取締役を除く）に対して、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを、下記のとおり決議いたしました。

(1) 株式報酬型ストック・オプションを発行する理由

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的としております。

(2) 新株予約権の数の上限

573個（普通株式57,300株）

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価格を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

3. 大和檀原店の売却について

当社の直営店である「極楽湯 大和檀原店」は、平成27年6月1日に株式会社 創裕に売却・引き渡しが完了いたしました。

これにより、平成28年3月期第1四半期決算において固定資産売却益77,362千円、資産除去債務戻入益22,163千円を特別利益に計上する予定であります。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社 極楽湯	第三回無担保社債	平成25年3月29日	133,200 (66,800)	66,400 (66,400)	0.4	無担保社債	平成28年3月31日
株式会社 極楽湯	第四回無担保社債	平成25年9月27日	325,500 (49,000)	276,500 (49,000)	0.7	無担保社債	平成32年9月30日
合計			458,700 (115,800)	342,900 (115,400)			

(注) 1 ( )内書は、1年以内の償還予定額であります。

2 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
115,400	49,000	49,000	49,000	49,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金		200,000	0.7	
1年以内に返済予定の長期借入金	2,020,828	2,034,328	1.6	
1年以内に返済予定のリース債務	4,035	1,446		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	4,091,248	4,690,690	1.6	平成28年～平成36年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,446			
その他有利子負債				
合計	6,117,557	6,926,464		

(注) 1 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	1,381,436	985,156	782,856	583,626
リース債務				

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	2,791,545	5,588,579	8,457,078	12,051,425
税金等調整前四半期(当期)純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額 (千円)	30,965	14,087	70,370	355,303
当期純利益金額又は四半期純損失金額 (千円)	88,814	100,040	144,228	111,184
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額 (円)	7.85	8.48	12.02	9.15

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額 (円)	7.85	0.92	3.56	20.26

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	3,538,929	2,747,494
売掛金	112,779	145,243
未収入金	11,359	6,370
商品	17,597	22,774
貯蔵品	10,885	29,604
前払費用	116,111	117,594
仮払金	2,132	357
繰延税金資産	33,280	28,930
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	176,250	195,000
立替金	3,617	2,430
未収法人税等	66,531	-
その他	23,931	10,093
流動資産合計	4,113,406	3,305,895
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	1 6,640,647	1 9,378,149
減価償却累計額	3,240,397	3,723,774
建物(純額)	3,400,250	5,654,374
構築物	1,014,908	1,136,268
減価償却累計額	608,504	695,048
構築物(純額)	406,404	441,219
工具、器具及び備品	381,114	550,149
減価償却累計額	243,759	289,897
工具、器具及び備品(純額)	137,355	260,252
土地	182,051	182,051
リース資産	19,797	19,797
減価償却累計額	15,194	18,579
リース資産(純額)	4,602	1,217
建設仮勘定	1,487,292	10,644
有形固定資産合計	5,617,956	6,549,759
<b>無形固定資産</b>		
商標権	2,051	2,717
ソフトウェア	152,414	147,596
水道施設利用権	22,315	35,939
電話加入権	1,569	1,569
リース資産	109	32
無形固定資産合計	178,458	187,854



(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	28,950	28,740
関係会社株式	973,664	954,202
長期前払費用	94,863	103,844
繰延税金資産	523,559	481,220
役員に対する長期貸付金	94,248	78,073
関係会社長期貸付金	433,750	1,238,750
敷金及び保証金	769,736	805,067
建設協力金	351,921	379,835
その他	207,213	244,979
貸倒引当金	4,500	4,500
投資その他の資産合計	3,473,408	4,310,213
<b>固定資産合計</b>	9,269,824	11,047,827
<b>資産合計</b>	13,383,230	14,353,722
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	246,302	290,325
短期借入金	2 -	2 200,000
1年内償還予定の社債	115,800	115,400
1年内返済予定の長期借入金	2,020,828	3 2,034,328
リース債務	4,035	1,446
未払金	283,121	295,171
未払費用	167,474	218,925
未払法人税等	13,542	88,970
前受金	645,966	627,983
預り金	2,726	2,687
賞与引当金	52,609	52,660
設備関係未払金	638,934	131,995
その他	22,685	25,779
流動負債合計	4,214,026	4,085,672
<b>固定負債</b>		
社債	342,900	227,500
長期借入金	4,091,248	3 4,690,690
リース債務	1,446	-
退職給付引当金	88,490	96,550
資産除去債務	358,962	478,013
長期預り保証金	15,381	12,943
長期未払金	28,660	28,660
長期設備関係未払金	223,559	234,419
その他	13,988	10,416
固定負債合計	5,164,636	5,779,193
<b>負債合計</b>	9,378,663	9,864,866

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,061,053	2,350,759
資本剰余金		
資本準備金	1,707,653	1,997,359
その他資本剰余金	464,300	399,438
資本剰余金合計	2,171,953	2,396,797
利益剰余金		
利益準備金	50	50
その他利益剰余金		
別途積立金	32,907	32,907
繰越利益剰余金	97	13,640
利益剰余金合計	33,054	46,597
自己株式	356,138	356,138
株主資本合計	3,909,923	4,438,016
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	999	1,209
評価・換算差額等合計	999	1,209
新株予約権	95,643	52,049
純資産合計	4,004,567	4,488,856
負債純資産合計	13,383,230	14,353,722

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
<b>売上高</b>		
施設運営収入	9,018,358	10,343,652
フランチャイズ関連収入	1 189,049	1 214,576
売上高合計	9,207,408	10,558,228
<b>売上原価</b>		
施設運営収入原価	8,371,600	9,648,037
フランチャイズ関連原価	2 57,281	2 69,922
売上原価合計	8,428,881	9,717,959
<b>売上総利益</b>	778,526	840,268
販売費及び一般管理費	3 719,254	3 849,968
<b>営業利益</b>	59,271	9,699
<b>営業外収益</b>		
受取利息	22,643	25,091
受取家賃	19,022	18,888
受取配当金	1,000	1,185
協賛金収入	32,190	49,370
その他	39,781	44,773
営業外収益合計	114,637	139,309
<b>営業外費用</b>		
支払利息	86,653	103,212
社債利息	7,226	7,583
シンジケートローン手数料	17,000	5,000
その他	757	1,372
営業外費用合計	111,638	117,168
<b>経常利益</b>	62,270	12,441
<b>特別利益</b>		
新株予約権戻入益	81,360	4,658
子会社株式売却益	-	163,417
その他	29	-
特別利益合計	81,390	168,076
<b>特別損失</b>		
減損損失	587,791	-
固定資産除却損	4 6,938	4 1,628
その他	3,183	-
特別損失合計	597,913	1,628
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	454,252	178,889
法人税、住民税及び事業税	52,424	118,656
法人税等調整額	112,813	46,689
法人税等合計	60,388	165,346
当期純利益又は当期純損失( )	393,863	13,543

【売上原価明細書】

施設運営収入原価

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)		当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
商品売上原価		1,525,641	18.1	1,761,202	18.1
人件費		1,801,314	21.4	2,076,888	21.4
経費					
1 業務委託費		1,003,447		1,063,067	
2 水道光熱費		1,494,149		1,752,467	
3 支払地代家賃		848,209		932,169	
4 減価償却費		599,845		637,366	
5 その他		1,156,273		1,494,799	
経費計		5,101,925	60.5	5,879,869	60.5
計		8,428,881	100.0	9,717,959	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,032,626	1,679,226	500,000	2,179,226	50	32,907	451,508	484,465
当期変動額								
新株の発行	28,427	28,427		28,427				
剰余金の配当							57,547	57,547
当期純損失( )							393,863	393,863
自己株式の処分			35,700	35,700				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	28,427	28,427	35,700	7,272			451,411	451,411
当期末残高	2,061,053	1,707,653	464,300	2,171,953	50	32,907	97	33,054

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	752,918	3,943,399	3,765	3,765	170,898	4,110,533
当期変動額						
新株の発行		56,855				56,855
剰余金の配当		57,547				57,547
当期純損失( )		393,863				393,863
自己株式の処分	396,780	361,080				361,080
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			2,765	2,765	75,255	72,489
当期変動額合計	396,780	33,476	2,765	2,765	75,255	105,966
当期末残高	356,138	3,909,923	999	999	95,643	4,004,567

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,061,053	1,707,653	464,300	2,171,953	50	32,907	97	33,054
当期変動額								
新株の発行	289,705	289,705		289,705				
剰余金の配当			64,861	64,861				
当期純利益							13,543	13,543
自己株式の処分			-	-				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)								
当期変動額合計	289,705	289,705	64,861	224,843	-	-	13,543	13,543
当期末残高	2,350,759	1,997,359	399,438	2,396,797	50	32,907	13,640	46,597

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	356,138	3,909,923	999	999	95,643	4,004,567
当期変動額						
新株の発行		579,411				579,411
剰余金の配当		64,861				64,861
当期純利益		13,543				13,543
自己株式の処分	-	-				-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)			210	210	43,593	43,803
当期変動額合計	-	528,092	210	210	43,593	484,288
当期末残高	356,138	4,438,016	1,209	1,209	52,049	4,488,856

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

a 時価のあるもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し売却原価は移動平均法により算定）

b 時価のないもの

移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

a 商品

総平均法による原価法

b 貯蔵品

最終仕入原価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、事業用定期借地契約による借地上の建物については、耐用年数を定期借地権の残存年数、残存価額を零とした定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 2～34年

構築物 2～20年

工具、器具及び備品 2～19年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年～7年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

a 一般債権

貸倒実績率法によっております。

b 貸倒懸念債権及び破産更生債権

財務内容評価法によっております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しております。

当社は、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## 5 ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...金利スワップ取引

ヘッジ対象...借入金利息

### (3) ヘッジ方針

当社規程に基づき、借入金に係る金利変動をヘッジしております。

### (4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため有効性の判定を省略しております。

## 6 その他財務諸表作成のための基本となる重要事項

### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

### (貸借対照表関係)

- 1 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
建物	9,491千円	9,491千円

- 2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末日における当座貸越契約に係る借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
当座貸越極度額	800,000千円	800,000千円
借入実行残高	千円	200,000千円
差引額	800,000千円	600,000千円

### 3 財務制限条項

当社は金融機関2行とシンジケート契約を締結しており、本契約には連結貸借対照表の純資産の部の金額や、連結損益計算書の経常損失により算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付されております。

なお、この契約に基づく会計年度末日における借入残高は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	千円	144,000千円
長期借入金	千円	784,000千円
計	千円	928,000千円

### (損益計算書関係)

- 1 フランチャイズ関連収入は、ロイヤリティ収入・店舗設備の販売及び入浴関連資材の販売等であり、金額は下記のとおりです。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
ロイヤリティ等収入	113,850千円	127,459千円
その他収入	75,199千円	87,117千円

- 2 フランチャイズ関連原価は、店舗設備の原価・入浴関連資材の原価等であります。

- 3 販売費及び一般管理費の主なもの



	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
広告宣伝費	5,915千円	4,734千円
役員報酬	128,150千円	127,627千円
給料手当	168,482千円	195,250千円
賞与引当金繰入額	18,429千円	22,004千円
退職給付費用	7,043千円	6,660千円
減価償却費	10,753千円	28,416千円

おおよその割合

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
販売費	1%	1%
一般管理費	99%	99%

4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
建物	6,765千円	1,628千円
工具、器具及び備品	172千円	千円
計	6,938千円	1,628千円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成26年3月31日	平成27年3月31日
子会社株式	973,664	954,202
関連会社株式		
計	973,664	954,202

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	18,749千円	17,431千円
減価償却費	280,094	273,714
退職給付引当金	41,752	40,490
減損損失累計額	521,214	447,260
資産除去債務	127,934	154,581
株式報酬費用	19,769	7,267
貸倒引当金	2,226	1,303
有価証券評価差額金	356	391
長期前受収益	8,167	3,395
現物出資差額		26,447
その他	32,304	27,900
計	1,052,569	1,000,185
評価性引当金	430,362	396,145
繰延税金資産合計	622,207	604,039
繰延税金負債		
資産除去債務	43,147	71,748
保証金利息	22,219	22,140
繰延税金負債合計	65,366	93,888
繰延税金資産の純額	556,840	510,150

(注) 繰延税金資産の純額は貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
流動資産・繰延税金資産	33,280千円	28,930千円
固定資産・繰延税金資産	523,559	481,220

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率		35.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目		11.0
株式報酬費用		2.7
住民税均等割等		13.8
雇用促進税制による税額控除		3.9
外国税額控除		4.3
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正		28.0
評価性引当金		1.3
その他		0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率		92.4

(注) 前事業年度は、税引前当期純損失であるため、記載を省略しております。

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3%に税率変更いたします。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は50,148千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

連結財務諸表の「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

1. 社外取締役、監査役、執行役員及び従業員に対するストック・オプション(新株予約権)の付与について

平成27年6月25日開催の第36期定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社社外取締役、監査役、執行役員及び従業員に対して、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件とした議案を、下記のとおり決議いたしました。

(1) 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、優秀な人材を継続的に確保すること、また、適正な監査に対する意識を高めること等を目的として、当社社外取締役、監査役、執行役員及び従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。

(2) 株主総会決議による委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

7,000個(普通株式700,000株)

(3) 新株予約権の払込金額

本新株予約権につき金銭の払込みを要しない。

2. 取締役(社外取締役を除く)に対する株式報酬型ストック・オプション(新株予約権)の付与について

平成27年6月25日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役(社外取締役を除く)に対して、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを、下記のとおり決議いたしました。

(1) 株式報酬型ストック・オプションを発行する理由

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的としております。

(2) 新株予約権の数の上限

573個(普通株式57,300株)

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価格を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

3. 大和橿原店の売却について

当社の直営店である「極楽湯 大和橿原店」は、平成27年6月1日に株式会社 創裕に売却・引き渡しが完了いたしました。

これにより、平成28年3月期第1四半期決算において固定資産売却益77,362千円、資産除去債務戻入益22,163千円を特別利益に計上する予定であります。

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	6,640,647	2,751,877	14,376	9,378,149	3,723,774	483,498	5,654,374
構築物	1,014,908	121,360		1,136,268	695,048	86,544	441,219
工具、器具及び備品	381,114	171,146	2,112	550,149	289,897	48,249	260,252
土地	182,051			182,051			182,051
建設仮勘定	1,487,292	1,311,008	2,787,656	10,644			10,644
リース資産	19,797			19,797	18,579	3,385	1,217
有形固定資産計	9,725,811	4,355,393	2,804,144	11,277,060	4,727,300	621,678	6,549,759
無形固定資産							
商標権	5,204	1,250		6,454	3,737	584	2,717
ソフトウェア	231,610	25,570		257,181	109,584	30,388	147,596
水道施設利用権	50,781	17,478		68,259	32,320	3,854	35,939
電話加入権	1,569			1,569			1,569
リース資産	385			385	353	77	32
無形固定資産計	289,550	44,299		333,849	145,995	34,904	187,854
長期前払費用	106,134	20,142	7,489	118,787	14,942	3,671	103,844

(注) 1 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	水戸店	481,153千円
建物	RAKU SPA鶴見	1,133,543千円
工具、器具及び備品	水戸店、RAKU SPA鶴見等の店舗設備	171,146千円
建設仮勘定	RAKU SPA鶴見	1,300,363千円

## 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	4,500				4,500
賞与引当金	52,609	52,660	50,292	2,316	52,660

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)は戻入によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで															
定時株主総会	6月中															
基準日	3月31日															
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日															
1単元の株式数	100株															
単元未満株式の買取り																
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部															
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社															
取次所																
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額															
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、電子公告によることができない事故その他やむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 <a href="http://www.gokurakuyu.ne.jp/koukoku.html">http://www.gokurakuyu.ne.jp/koukoku.html</a>															
株主に対する特典	<p>毎年9月末日現在の株主様に対し、所有株式数に応じて「極楽湯（国内）」「RAKU SPA 鶴見」無料入浴券を進呈いたします。（1） （基準日は3月末及び9月末）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>株主名簿への記録</th> <th>連続2回</th> <th>連続3回以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100株以上</td> <td>4枚</td> <td>5枚</td> </tr> <tr> <td>300株以上</td> <td>6枚</td> <td>7枚</td> </tr> <tr> <td>500株以上</td> <td>10枚</td> <td>11枚</td> </tr> <tr> <td>5,000株以上</td> <td>20枚</td> <td>21枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 「極楽湯」（直営全店・FC店）（2）・・・1名様ご利用につき1枚必要 「RAKU SPA鶴見」・・・1名様ご利用につき2枚必要 海外店舗でのご利用はできません。 2 平成27年12月（11月末発送分）からご利用できない店舗 さっぽろ弥生店、さっぽろ手稲店、枚方店、東大阪店、尼崎店、高尾山口店 （仮称：今秋開業予定） なお、高尾山口店は、開業時からご利用できません。</p>	株主名簿への記録	連続2回	連続3回以上	100株以上	4枚	5枚	300株以上	6枚	7枚	500株以上	10枚	11枚	5,000株以上	20枚	21枚
株主名簿への記録	連続2回	連続3回以上														
100株以上	4枚	5枚														
300株以上	6枚	7枚														
500株以上	10枚	11枚														
5,000株以上	20枚	21枚														

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。  
会社法第189条第2項各号に掲げる権利  
会社法第166条第1項の規定による請求をする権利  
株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第35期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

平成26年6月27日関東財務局長に提出。

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成26年6月27日関東財務局長に提出。

#### (3) 四半期報告書及び確認書

第36期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

平成26年8月14日関東財務局長に提出。

第36期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)

平成26年11月14日関東財務局長に提出。

第36期第3四半期(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日)

平成27年2月13日関東財務局長に提出。

#### (4) 臨時報告書

平成26年6月27日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成26年6月27日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権発行の決議）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成26年6月27日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成26年7月7日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月25日

株式会社極楽湯  
取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 谷田 修一

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 片岡 嘉徳

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社極楽湯の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社極楽湯及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年6月1日に『極楽湯 大和檀原店』の売却・引き渡しを完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社極楽湯の平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社極楽湯が平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年 6月25日

株式会社極楽湯  
取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 谷田 修一

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 片岡 嘉徳

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社極楽湯の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社極楽湯の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年6月1日に『極楽湯 大和檀原店』の売却・引き渡しを完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。